令和元年度工業用水道事業における PPP/PFI促進事業 (大阪市工業用水道事業における PPP/PFI促進事業) 調査報告書

> 令和2年3月 有限責任 あずさ監査法人

目次

はじめに	1
第1章 大阪市工業用水道事業の概要	3
1.1 沿革	3
1.2 事業及び施設の現況	4
1.3 需要の推移	5
1.4 経営の現況	6
1.4.1 料金及び給水収益	6
1.4.2 収支の推移	7
第2章 昨年度までの検討状況と本年度の実施内容	11
2.1 昨年度の検討状況	11
2.1.1 昨年度の実施内容	11
2.1.2 検討結果の概要	13
2.2 本年度の実施内容	14
第3章 デューディリジェンス調査と開示情報の整理	16
3.1 資産デューディリジェンス(資産 DD)	16
3.1.1 目的	16
3.1.2 実施内容・手順	17
3.1.3 実施結果	18
3.1.4 留意すべき事項	24
3.2 財務デューディリジェンス(財務 DD)	25
3. 2. 1 目的	25
3. 2. 2 実施内容・手順	25
3.2.3 実施結果	29
3.3 法務デューディリジェンス(法務 DD)	31
3. 3. 1 目的	31
3.3.2 実施内容・手順	32
3.3.3 実施結果	33
第4章 マーケットサウンディングの実施	37
4.1 インフォメーションパッケージ(IP)の整備と実施内容の検討	37
4.1.1 目的	37
4.1.2 情報整備にあたっての基本的な考え方	37
4.1.3 IP で整備した情報	39
4.2 マーケットサウンディング(MS)の実施	42
4 2 1 目的	19

		4.	2.	2	手順	42
		4.	2.	3	実施結果	43
4	4.	3	M	S :	を踏まえた今後の検討	47
第	5	章	ì	事	業スキームの詳細検討	48
į	5.	1	実	施	方針(案)の作成	48
		5.	1.	1	実施方針とは	48
		5.	1.	2	実施方針の構成	48
		5.	1.	3	作成手順	49
į	5.	2	実	施	方針条例(案)の作成	59
		5.	2.	1	実施方針条例とは	59
		5.	2.	2	実施方針条例の構成	59
		5.	2.	3	作成手順	30
į	5.	3	要	求	水準書(案)の作成	30
		5.	3.	1	要求水準書とは	30
		5.	3.	2	要求水準書の構成	30
		5.	3.	3	作成手順	32
į					タリング基本計画(案)の作成	
		5.	4.	1	モニタリングとは	37
		5.	4.	2	モニタリング基本計画書とは	38
		5.	4.	3	モニタリング基本計画書の構成	39
		5.	4.	4	作成手順	70
第	6	章	Ì	シ	ミュレーションの実施	74
(6.	1	シ	Ξ	ュレーションの実施手順	74
(6.	2	事	業	スキームに基づく前提条件の整理	74
(6.	3	シ	Ξ	ュレーションモデルの構築	76
(6.	4	収	支	シミュレーションの実施	79
(6.	5	VF	Μ	[及び運営権対価の試算	79
第	7	章	Ì	コ	ンセッション方式の導入に向けた今後の検討事項の整理	31
-	7.	1	コ	ン	セッション方式導入について	31
-	7.	2	今	後	の工程	32
-	7.	3	今	後	の検討事項の整理	33

はじめに

調査の目的

高度経済成長期に布設された工業用水道施設の老朽化が進み、その更新需要が増している一方で、工業用水道事業は、近年、水利用の合理化の進展等により給水量が漸減し、厳しい経営状況にある。

こうした課題への対応策の一つとして、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)に基づく、公共施設等運営事業(コンセッション方式)等のPPP/PFIの活用が期待されているところである。

このため、本事業では工業用水道分野におけるコンセッション方式導入を工業用水道事業者自ら実現可能とする環境を整備するため、民間事業者と工業用水道事業者が個別に調整を行いながら資産評価(デューディリジェンス)等コンセッション方式導入に向けた具体的な検討を実施し、その結果を資料等にまとめ、導入を促進する事業を行うものである。

調査対象事業の選定

本調査の検討対象事業を大阪市工業用水道事業(以下「本事業」という。)とし、検討対象事業者を大阪市水道局(以下「市」という。)とする。

昨年度の「工業用水道事業における PPP/PFI 促進事業」として、本事業を対象に官民連携手法活用に向けた導入可能性調査を実施しており、本事業に対する PFI 法に基づく公共施設等運営権制度(コンセッション方式)(以下、「運営権制度」)の導入について、一定の導入効果があることを確認している。

また、市においても、平成31年2月に公表した「大阪市工業用水道事業への公共施設等 運営権制度活用について - 導入可能性調査の実施 - 」の中で、運営権制度の実現性を確認し ており、今後、市会での議論・意見を踏まえ、「公共性の確保」と「経済合理性の確保」の バランスの取れた制度設計を行い、官民の適切な役割分担による業務執行体制を構築する ことにより、利用者の信頼・安心を担いつつ、工業用水の安定供給と持続可能な事業経営の 実現を目指すとしている。

市において今後想定される運営権制度導入までのスケジュールを踏まえると、資産評価 (デューディリジェンス)等コンセッション方式導入に向けた具体的な検討を行う本調査 の目的に照らし、検討対象事業として本事業に適性があると考え、市からも調査協力につい て承諾を得られたことから、選定に至ったものである。

調査の主な内容と流れ

主な内容として、第1章~第2章で、本事業の現状と昨年度の調査結果を踏まえた本年度 の調査実施内容を記載し、第3章~第6章では、コンセッション方式導入に向けた具体的な 検討内容とその結果を記載している。第7章では結びとして、想定される次年度以降のスケ ジュールと検討課題を整理している。

具体的な流れとして、第1章では、本事業につき、市から直接授受したデータをもとに事業概要を取りまとめている。

第2章では、昨年度の検討状況を整理するとともに、それに続く本年度の実施内容を記載 している。

第3章では、資産・財務・法務の観点から実施したデューディリジェンス(以下「DD」 という。)の目的、実施内容・手順及び実施結果を示すとともに、各調査項目別に開示情報 の整理を行っている。

第4章では、マーケットサウンディング(以下「MS」という。)での意見聴取の基礎情報としてのインフォメーションパッケージ(以下「IP」という。)の作成の考え方やその内容を記載するとともに、民間事業者インタビューとして実施した MS の目的、実施手順、実施結果とそれを踏まえた検討事項を整理している。

第5章では、事業スキームの詳細検討として、実施方針(案)、実施方針条例(案)、要求 水準書(案)、モニタリング基本計画書(案)の位置付け、構成及び作成手順を示している。

第6章では、資産・財務 DD での検討結果を踏まえた財務シミュレーションを行う上での前提条件の整理を行うとともに、財務シミュレーション結果に基づく VFM 及び運営権対価の試算を行い、本事業の事業性の評価を行っている。

最終章である第7章では、コンセッション方式導入に向けての次年度以降の想定スケジュール及び検討課題の整理を行っている。

- 第1章 大阪市工業用水道事業の概要
- 第2章 昨年度までの検討状況と本年度の実施内容
- 第3章 デューディリジェンス調査と開示情報の整理
- 第4章 マーケットサウンディングの実施
- 第5章 事業スキームの詳細検討
- 第6章 シミュレーションの実施
- 第7章 コンセッション方式の導入に向けた今後の検討事項の整理
- ※「有限責任 あずさ監査法人」は以下「あずさ」という。

第1章 大阪市工業用水道事業の概要

1.1 沿革

西大阪地区では、昭和の初めごろから工業用地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下が激しくなり、土地の海没、排水不良をはじめ種々の障害が起こり、なかでも台風時の高潮による被害が著しかった¹。

そのため、市では地盤沈下防止対策の一環として、1951(昭和 26)年3月から工業用地下水の代替水を供給する目的で工業用水道の建設に着手し、1954(昭和 29)年に此花区の全域と福島区の一部を対象に給水を開始した。

その後、1956(昭和 31)年に工業用水法が制定され、工業用地下水のくみ上げが規制されたことに伴い需要量は増加し、市においても4回にわたる工業用水道の拡張事業を実施した結果、1967(昭和 42)年度には過去最大の給水能力575,500 ㎡/日となった。市では、1968(昭和 43)年12月をもって地下水のくみ上げが禁止されたのを最後に、工業用水道への転換を完了した。

しかしながら、1973 (昭和 48) 年夏期における異常渇水、引き続いての第一次石油ショックによる急激な景気の後退によって需要量は大幅に低下し、その後も節水意識の浸透等により、回収率2の向上による需要量の減少が続いている。大阪市工業用水道の利用者のうち、使用水量が多い業種は順に鉄鋼業、化学工業、紙・パルプ製造業となっており、最も使用水量の多い業種である鉄鋼業については、特に回収率を高める努力が進められてきた結果、2016 (平成 28) 年度時点で回収率が約 90% (全国) となるに至っている3。

このような需要動向に対応し、経営の効率化を図るため、市では余剰施設の休・廃止を進め、1992(平成4)年度時点で給水能力は 300,000m³/日となった。また、2003(平成15)年度には、市及び大阪府が地方自治法に基づき共同で設立した一部事務組合である大阪臨海工業用水道企業団(以下「臨海工水」という。)が、大阪府側唯一の需要者であった企業の撤退を機に解散し、残る市域の需要者への給水を市が引き継ぐこととなった。これを受け市では、東淀川浄水場と臨海工水の施設を接続するための大阪市工業用水道広域化事業を実施し、当該事業が完了した 2006(平成18)年度末に津守浄水場を廃止したことで、給水能力は260,000m³/日となった。

その後も工業用水の需要は減少基調で推移し、施設利用率は低水準にあったことから、市では、2つあった浄水場(東淀川浄水場、城東浄水場)のうち、城東浄水場について、2013(平成25)年2月から浄水施設の運用を休止し、更に2018(平成30)年4月に浄水施設を廃止した(配水施設は、鶴見配水場に改称した上で運用を継続)。この結果、城東浄水場が有していた給水能力109,000m³/日の減量によって、現在、市の給水能力は151,000m³/日となっている。

¹ 大阪市ホームページ「工業水道事業について」より引用。

² 工業用水使用水量に対する回収水量の割合。

³ 経済産業省「平成28年経済センサス・活動調査用地・用水編」(平成28年6月実施)より引用。

なお、需要推移の詳細については、後述する「1.3 需要の推移」を参照されたい。

1.2 事業及び施設の現況

浄水場及び給水区域の概要は「図表 1-1、1-2」のとおりであり、配水管(取水管を含まない)延長は 2018(平成 30)年度末時点で 292.6km となっている。

図表 1-1 事業及び施設の現況

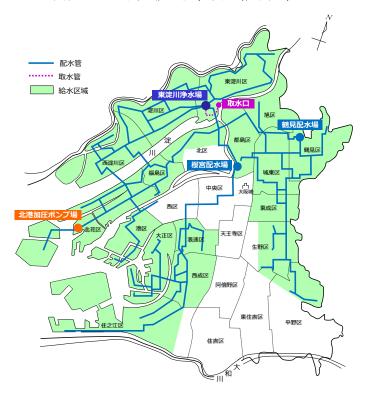
_	Т			
	浄水場	東淀川浄水場		
	所在地	東淀川区 柴島1丁目		
	水源	淀川		
給	水先事業者数	343 工場		
	配水管延長	292. 6km		
	契約水量	48,505 m³/∃		
	給水能力	151,000 m³/日		
	年間給水量	24, 402 千m³		
Ī	事業開始年度	1954(昭和 29)年		
	収益的収入	1,586 百万円		
	給水収益	1,379 百万円		
	収益的支出	1,228 百万円		
	営業費用	1,124 百万円		
	経常損益	359 百万円		
	職員数	28 人		
T	取水口	1 基		
取水	沈砂池	2 池		
設備	取水ポンプ	4 台 (1 棟)		
7/7: J.	混和池	3 池		
浄水	沈澱池	3 池		
設備	薬品注入設備	1式		
		構内配水池 3,460 m³ (2池)		
	配水池	桜宮配水場 1,950 m³ (2池)		
配水		鶴見配水場 12,520m³ (4池)		
設備	再コール・ユー・ハープ	東淀川浄水場 6台(うち、2台休止)、桜宮配水場 3台		
	配水ポンプ	鶴見配水場 5台 (うち、2台休止)		
	加圧ポンプ	北港加圧ポンプ場 3台		

給水区域

都島区、福島区、区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、淀川区、東淀川区、東成区、旭区、城東区、鶴見区、西成区、北区(一部)、生野区(一部)、住之江区(一部)、東住吉区(一部)、平野区(一部)

※給水先事業者数~職員数は2018 (平成30) 年度決算値、その他は2018 (平成30) 年度末時点の状況を示す。

出典:市提出資料より引用



図表 1-2 主要施設の配置及び給水区域

出典:市提出資料より引用

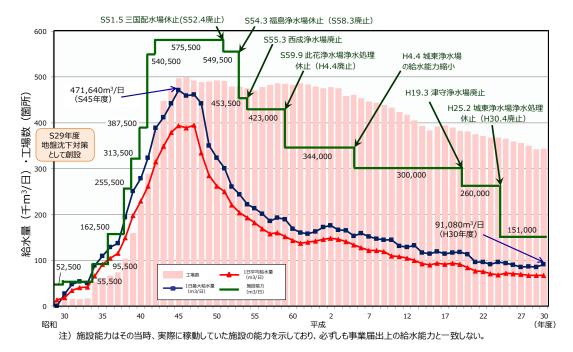
1.3 需要の推移

給水需要の推移は「図表 1-3」のとおりである。工業用水の給水を開始した 1954 (昭和 29) 年度当時の給水量は一日平均 13,168 ㎡であり、その後逐次増加した。1970 (昭和 45) 年度には一日最大給水量 471,640 ㎡を記録したが、1973 (昭和 48) 年度の第一次石油ショック以降、水使用の合理化が浸透し需要は減少傾向を続けた。

1987 (昭和 62) 年度以降は好景気によりやや増加傾向にあったが、バブル崩壊による景気低迷は需要の減少をもたらし、「1.1 沿革」にて述べた 2003 (平成 15) 年末の臨海工水解散に伴う需要者を引継いだ 2004 (平成 16) 年度と、猛暑などにより需要が伸びた 2006 (平成 18) 年度を除き、減少傾向にて推移した。

2008 (平成 20) 年度後半にはリーマン・ショックによる急速な景気低迷を受け、大幅な需要減少が生じた。2013 (平成 25) 年度に多量使用者の新規開始もあったが、現在も引き続き減少基調で推移しており、今後もこの傾向は継続すると見込まれる。

なお、2019 (平成 30 年度) の一日最大給水量は 91,080 ㎡、一日平均給水量は 66,855 ㎡となっている。



図表 1-3 水需要と供給先の推移

出典:市提出資料より引用

1.4 経営の現況

1.4.1 料金及び給水収益

大阪市工業用水道料金は「図表 1-4」のとおりであり、市では責任水量制を採用している。地下水の汲み上げ規制に伴い、地下水から工業用水道に転換した利用者に責任使用水量を付与していた(地盤沈下が沈静化した 1965(昭和 40)年4月以降の新規利用者には1日1㎡を付与している)。利用者は実使用量に関わらず責任使用水量に基づく料金を負担し、責任使用水量を超えた使用水量に対しては超過料金を負担する仕組みとなっている。

なお、1984 (昭和 59) 年度以降、消費税の転嫁を除き、値上げを行っていないため、物価や人件費単価の上昇による費用の増加は料金に転嫁されていない。

図表 1-4 月ごとの工業用水道料金表(税抜)

		金額
給水料	責任使用水量に対する分	35 円/m³
	責任使用水量を超える分	70 円/m³
	メータの口径	金額
メータ料	40mm 以下	400 円
	100mm 以下	1,500円
	150mm 以下	3,400 円
	250mm 以下	3,800 円
	350mm 以下	5,000円
	400mm 以上	7,400 円

出典:市提出資料より引用

図表 1-5 年間給水量と給水収益の推移



出典:大阪市工業用水道会計決算書を基にあずさ作成

1.4.2 収支の推移

経営状況の推移については、給水収益の低下による経営状況の悪化に対し、職員数の削減や浄配水場の運転効率化等の経営改善を実施してきたことで、「図表 1-6」のとおり、2007 (平成 19) 年度以降、経常黒字を確保している。収支の状況及び財政状態は次の「図表 1-7、1-8、1-9」のとおりである。

1984 (昭和 59) 年度以降、消費税の転嫁を除いて、料金値上げをすることなく、職員数の削減等の経費削減に努め、事業継続の努力を続けてきたが、社会情勢や産業構造の変化による使用水量の減少に伴う給水収益の低迷が続き、1995 (平成 7) 年度以降は、単年度

赤字が継続することとなった。市はその間、浄配水場の縮小・廃止、上工水一体による管理運営体制の強化等、費用抑制を図り効率的な事業運営に努めてきた結果、2007(平成19)年度に経常損益が黒字に転じ、2018(平成30)年度末まで、12年連続で黒字を確保している。

2018 (平成 30) 年度末の資金残高は 56.4 億円⁴となっており、また、企業債についても 2007 (平成 19) 年度以降、新規発行を行わず償還を進めてきたことから、2018 (平成 30) 年度末時点で 5.6 億円の残高となっている。この結果、流動比率 (流動資産/流動負債) が 2018 (平成 30) 年度時点で 1,132%と健全性が非常に高くなっている。



図表 1-6 経常損益及び累積資金残の推移 (1985~2018)

出典:市提出資料より引用

8

⁴ 大阪市「平成30年度大阪市水道局決算レポート第2編工業用水道事業会計」より引用。いわゆる補てん財源であり、貸借対照表の現金・預金残高と一致するものではない。

図表 1-7 収益的収支 主要項目の推移(単位:百万円)

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
経常収益	1,740	1, 714	1,742	1,638	1, 586
給水収益	1, 517	1, 497	1, 433	1, 424	1, 379
その他	223	217	309	214	208
経常費用	1, 332	1, 259	1, 386	1, 299	1, 228
人件費	245	219	237	215	207
減価償却費	463	438	419	405	403
その他	624	601	730	679	617
経常損益	408	455	357	339	359
純損益	440	455	492	339	359

図表 1-8 資本的収支 主要項目の推移(単位:百万円)

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
収入	4	26	33	41	51
国庫補助金	_	-	23	39	_
工事負担金	4	26	10	2	_
その他	_	_	_	_	51
支出	236	275	571	679	1, 725
改良費	14	81	404	527	616
償還金	222	195	167	151	125
投資	_	_	_	_	984
収支差引	△231	△249	△537	△638	△1, 673

図表 1-9 貸借対照表主要項目の推移(単位:百万円)

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
固定資産	14, 290	13, 924	13, 667	13, 756	14, 863
有形固定資産	14, 290	13, 924	13, 667	13, 756	13, 931
その他	0	0	0	0	933
流動資産	6, 502	7,003	7, 384	7, 171	6,060
現金・預金	6, 318	6, 731	7, 157	6,829	5,822
その他	183	272	228	342	238
資産合計	20, 792	20, 927	21, 051	20, 927	20, 924
固定負債	1, 179	1,001	868	747	609
企業債	1,003	836	685	560	445
その他	176	165	183	187	163
流動負債	936	939	834	608	535
企業債	195	167	151	125	114
その他	742	772	682	482	421
繰延収益	4, 392	4, 248	4, 119	4,003	3, 851
負債合計	6, 508	6, 188	5,820	5, 358	4, 995
資本金	8, 040	12, 580	12, 883	13, 035	13, 187
剰余金	6, 244	2, 158	2, 348	2, 534	2, 742
資本合計	14, 284	14, 739	15, 231	15, 570	15, 928

[※] 図表 1-7~1-9 百万円以下四捨五入にて表示している。

図表 1-7~1-9 までの出典: 大阪市工業用水道会計決算書を基にあずさ作成

[※] 図表 1-7~1-9 表内計数は、全て四捨五入を行っており、表内計算で一致しない場合がある。

第2章 昨年度までの検討状況と本年度の実施内容

2.1 昨年度の検討状況

2.1.1 昨年度の実施内容

(1) 事業課題の分析

昨年度業務における事業分析から、本事業では、①柔軟な料金設定等による収益性の向上、②状態監視保全等による更新投資の抑制による効率的な管理運営に関して、民間のノウハウを必要としていると理解している。

こうした民間活用目的に鑑みて、最適な官民連携手法としてコンセッション方式の可能性を検証し、下記に示す事業スキームの概案を基に VFM 及び運営権対価の試算を行った結果、一定の導入効果を確認した。

(2) 事業スキーム主案の検討

本事業にコンセッション方式を導入した場合の事業スキームとして、①運営権者による 事業許可の有無及び②運営権の範囲(本事業の対象施設・運営権者が実施する事業の範 囲)の組み合わせにより、「図表 2-1」に示す3つのパターン(ケース)を検討した。

ケース1: 運営権者が工業用水道事業者(事業許可を取得)として、全ての施設を運営権設定対象施設として運営する方法

ケース2: 運営権者が工業用水道事業者(事業許可を取得)として、一部の施設(配水施設等⁵)を運営権設定対象施設として運営し、その他の運営権設定対象ではない施設を市が運営する場合

ケース3: 市が工業用水道事業者(事業者を維持)として全ての施設を運転管理する 一方で、運営権者が全ての施設を運営権設定対象施設として維持管理・更 新する場合

なお、②運営権の範囲における本事業の対象施設は、大阪市工業用水道事業会計(以下「工水会計」という。)が単独で保有する施設(以下「工水単独施設」という。)を念頭においており、大阪市水道事業会計(以下「上水会計」という。)と工水会計が共有し、上工一体で運用している施設(以下「上工共有施設」という。)については、上水会計事情による施設形態変更時の対応や、台帳・権利関係の整理の煩雑さといった課題が残るため、昨年度業務の中で運営権を設定しない方針で整理している。

施設の所有(工水単独・上工共有・上水単独)及び運営権の設定区分に基づく市と運営権者の業務分担、費用負担関係については、第3章3.1 資産DDの中で整理し、収支シミュレーションの前提としている。

⁵ 東淀川浄水場の配水池から先の配水管及び配水施設等が運営権設定対象施設となる。

ケース2の管路は赤 色部分が運営権設 定対象 利用者 取水施設 東淀川浄水場配水池 浄水施設 (設定対象は工水部分) 新規需要開拓 運転管理(上水・工水共用) 東淀川浄水場 (配水管理設備) r-ス1、3は取水〜浄水の L水部分の管路(黄色部 市が実施する。 北港加圧ポンプ 桜宮配水場 鶴見配水場 配水施設、配水管 取・浄水施設 取水施設 配水施設 配水管 運営権設定 工業用水道 浄水施設 (給水施設 対象施設 北港加圧ポンプ場 をのぞく) 事業者 東淀川浄水場(工水施設のみ) 桜宮配水場 鶴見配水場 (工水施設のみ) 運営権者 ケース1 \bigcirc ケース2 運営権者 0 \bigcirc \circ 0 ケース3 市

図表 2-1 運営権設定対象施設の範囲

出典:市提出資料より引用

上記①運営権者による事業許可の有無については、運営権者による経営の自由度が高く、民間事業者のノウハウの活用が期待できる点において、運営権者が事業許可を取得するケース1及び2は、ケース3よりも比較優位があると考えられること、上記②運営権の範囲については、市が最も期待する民間ノウハウの活用の観点から、出来るだけ広範囲で費用削減の余地があり、かつ単純な設定とした方がスキームとして分かり易く好ましいという意味で、ケース1及び3は、ケース2よりも比較優位があると考えられることから、事業許可及び運営権の範囲のいずれの観点からも優位性が確認できるケース1を事業スキームの主案とすることで結論付けている。

(3) VFMの試算結果に基づく導入効果の確認

事業スキームの主案としたケース1を前提に、コンセッション方式の導入効果を確認するため、簡易なデューディリジェンスによる財務シミュレーションを基に、VFM (Value for Money) による定量的な評価を行った。

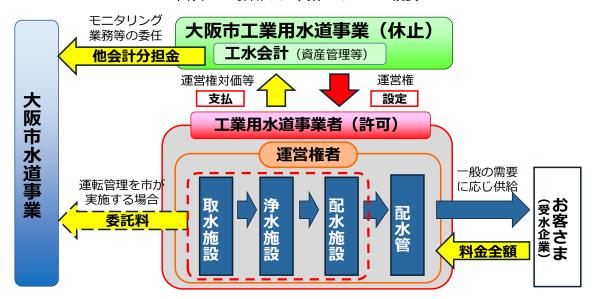
事業期間は2022(令和4)年度から2031(令和13)年度までの10年間であり、VFMは、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」(以下「運営権ガイドライン」という。)に基づき、市が実施した場合(現行体制モデル)の割引現在価値(A)と、運営権者が実施した場合(コンセッション方式モデル)の割引現在価値(B)の差額((B)-(A))として算出している。

なお、運営権者が実施した場合 (コンセッション方式モデル) (B) の金額は、市における工水業務の収支差額の割引現在価値に運営権対価を加味した金額を用いている。

上記の結果、VFM は正の値として算出されたことから、コンセッション方式の導入により、工業用水事業全体として費用削減が見込まれ、市の財政負担が軽減されるとの結論に至った。

2.1.2 検討結果の概要

採用した事業スキーム(ケース1)の概要、及び運営権の範囲と業務分担の関係は「図表 2-2」のとおりである。



図表 2-2 採用した事業スキームの概要

出典:市戦略会議資料より引用



「運」は運営権者が実施する業務、「運⇒市」は運営権者が市(上水会計)に委託する業務を示している。 出典:市提出資料を基にあずさ作成 上記事業スキーム主案とともに、昨年度業務で確認した方針をまとめると以下のとおりである。

検討項目	昨年度確認した方針				
事業方式	コンセッション方式				
事業許可 運営権者が許可を取得 (大阪市工業用水道事業は休止)					
事業期間	10 年間				
運営権設定範囲	浄配水場・加圧ポンプ場から配水管までのすべての施設				
是 当 惟	(ただし、上工共有施設の工水持分に対して運営権は設定しない)				
	運転管理(ただし、浄配水場・加圧ポンプ場の運転管理は運営権者業				
業務範囲	務とした上で、運営権者から市の上水会計に委託する)・点検、修				
	繕・更新(改築)等を含む維持管理				
	現行の料金制度に加え、利用者の水利用形態に応じて選択できる新た				
	な利用料金を別途定める。				
料金設定	ただし、使用水量が同一条件下においては、新たな利用料金により算				
	定した年間給水料は、現行の料金制度による年間給水料を超えないよ				
	うに設定				

2.2 本年度の実施内容

市は、2022(令和4)年4月からの公共施設等運営権制度導入を予定していることから、 想定されるスケジュールは「図表 2-3」のとおりとなる。

令和4 年度 令和3 令和元 令和2 年度 年度 年度 2月 3月 4月 実施契約締結 準備手続き 公募手続き 営権設定議決 実施方針案等の公表 利用料金の届出 **美施方針条例議決** 実施方針の策定 優先交渉権者の選定 マーケット・サウンテ゛ィング゛ 特定事業の選定 運営権者による 実施方針案の完成 募集要項等公表 VFM等評価 事業提案審査 基本協定の締結 業務開始 競争的対話 詳細 D.D 資格審查 SPC 設立 引継

図表 2-3 公共施設等運営権制度導入までの想定スケジュール

出典:あずさ作成

運営権者による業務開始時期から逆算すると、本年度中に詳細検討を完了し、来年度の出来るだけ早い時期に公募手続きを開始することが必要である。

そのため、市は本年度内には実施方針(案)を公表し、令和2年2・3月市会で実施方針条例(案)を議決するスケジュールを想定している。

当該スケジュールに鑑みれば、本年度は昨年度の検討結果に基づく課題を踏まえ、以下に示す業務①の実施を急ぐ必要があり、来年度手続きの速やかな実施を見据え、特定事業の選定に必要となる業務②についても本年度に実施する必要がある。

区分	業務種類	実施内容
業務①	事業スキームの構築に必要な業務	・ 資産・財務・法務 DD
		・ 収支シミュレーション
		・ MS(IP の作成を含む)
		・ 実施方針 (案)、要求水準書 (案) 及び
		モニタリング基本計画書(案)の作成
業務②	特定事業の選定に必要な業務	・ VFM の試算
		・ 運営権対価の試算
		・ 実施方針条例(案)の作成

第3章 デューディリジェンス調査と開示情報の整理

- 3.1 資産デューディリジェンス(資産 DD)
- 3.1.1 目的

事業スキームの検討目的

公共施設等運営事業においては、運営権者は水道料金を収入として、経営管理、維持管理及び更新投資等の業務を実施する者であり、個々の事業に併せて適切な事業スキームを検討することが必要となる。

事業スキームを検討するにあたっては、資産の状態(老朽化の度合や過去の修繕履歴、漏水・事故履歴等)の調査把握・整理を行い、地方公共団体と運営権者との間でどのように事業運営のリスクを分担するかの検討を行い、更新投資その他関連費用の負担範囲の検討等を行う必要がある。また、事業に使用する資産の所有形態(単独所有、共有及び賃貸借等)の把握・整理を行い、事業開始にあたっての資産の利用形態、運営権設定の是非を検討する必要がある。

そのためには、地方公共団体が利用する固定資産について調査を行う資産 DD が必要になる。

運営権設定対象施設の特定目的

公共施設等運営事業においては、利用料金の徴収を行う公共施設等について、当該施設の 運営等を行う権利を民間事業者に設定するものであることから、運営等を行う対象となる 施設、つまり、運営権設定対象施設を特定する必要がある。運営権設定対象施設の特定は、 個々の資産単位で行う必要があることから、その特定にあたり資産 DD が必要となる。

情報開示目的

公共施設等運営事業は、既存の施設や事業を中心として実施される事業であるため、事業 に関心を有する民間事業者は、これまでに行われてきた投資や運営等の内容を把握するこ とを通じて、事業への参加可否の判断や、事業期間中の運転管理の方法及び更新工事等の具 体的な提案を行うことが可能となる。

これらの意思決定や提案を行うにあたり民間事業者が必要とする情報のうち、主に施設に関する情報の収集・整理・分析、開示を目的として実施するものである。

なお、資産 DD の調査は広範囲かつ多岐にわたるものであり、既存施設・設備・管路情報、管路埋設環境等は、民間事業者にとって特に重要な情報であって、十分な調査期間や適切な予算を確保する必要がある。

3.1.2 実施内容·手順

情報の整備状況の確認

まずは固定資産台帳、設備台帳、管路台帳等の各種台帳が保持する情報等の整備状況、また、情報の粒度・精度を確認する。また、遊休資産に関する調査を実施する。

情報の正確性・妥当性の検証

情報の正確性や妥当性を検証する必要があるため、各種台帳間の整合性の確認、財務情報との一致の確認、現物確認の実施、データの突合作業等を行う。

そして必要に応じて帳簿やデータの修正作業を行う。

事業スキームへの反映

業務分担に基づいた運営権設定対象施設の特定を行い、事業スキームに影響を及ぼす特有の課題を洗い出し、その対応について検討を行う。

開示すべき情報の取りまとめ

開示すべき情報をリスト化して整理する。施設情報の概要、運営権設定対象資産リスト、売却予定物品リスト、維持管理データ、投資データ、維持更新費用の推計等があげられる。以上の流れを整理すると、以下のとおりである。

1. 情報の整備状況の確認	2. 情報の正確性・ 妥当性の検証	3. 事業スキームへ の反映	4. 開示すべき情報 の取りまとめ、維持 更新費用の推計
 ・固定資産台帳、設備台帳及び管路台帳等の各種台帳 ・情報等の整備状況の確認 ・情報の粒度・精度の確認検討 ・遊休資産に関する調査 	 ・固定資産台帳と財務諸表の突合 ・固定資産台帳と設備台帳の突合 ・資本的支出データの作成方法の検討 ・図面情報を基にした追加的電 ・現物確認の実施 	 ・業務分担に基づいた運営権設定対象施設の特定 ・事業スキームに影響を及ぼす特有の課題の特定 ・洗い出された課題への対応を検討 	 ・施設情報の概要の取りまとめ ・運営権設定対象資産リストの作成 ・売却予に成・売からの作成 ・維持管理とのの取りまとがある。 ・投資があるの取りまとがある。 ・維持更新費用の推計

3.1.3 実施結果

資産 DD を実施した結果、抽出された事項は以下のとおりである。

情報の整備状況の確認

- ・情報の粒度を確認した結果、固定資産台帳に、登録時に「一式」として登録されている 資産が多数見受けられた。また、後述する事業スキームの検討の結果、運営権設定対象 施設と設定対象外施設を明確に区分する資料が必要であると判断し、運営権設定対象資 産リストに加え、共有資産リストの作成も行った。
- ・ 設備台帳や管路台帳については、資産の詳細な内容を保持していることを確認した。よって、設備台帳や管路台帳については現状の資料を整備してそのまま活用することとした。
- ・ 遊休資産に関する調査を行ったところ、現に使用しておらず将来、撤去予定である設備 及び管路があることが判明した。
- ・ 資産台帳、施設概要及び設備台帳等、各種資料における用語の定義が必要と考えられた ため、用語の定義を行い、実施方針(案)及び要求水準書(案)へ反映した。

情報の正確性・妥当性の検証

- ・ 固定資産台帳と財務諸表の一致を確認した。
- ・ 固定資産台帳に、登録時に「一式」として登録されている資産については、その資産の 内容を詳細に確認することで、個別の資産単位に識別するとともに、管理番号(固定資 産番号に枝番を付したもの)も新たに付与した。
- ・ そのうえで、固定資産台帳と設備台帳の突合を行い、設備台帳にも運営権設定対象資産 リストと同様に管理番号によるナンバリングを行い、運営権設定対象資産リストと設備 台帳の一元化を行った。
- ・機器の仕様、竣工時図面、製造メーカー及び事故・故障・修繕情報等については、設備 台帳に保持しているものを参照することとした。
- ・ 施設の供用状況を確認した結果、上工共有資産及び阪神水道企業団共有資産があることが判明した。管路については、ほぼ全てを工業用水道事業が単独で使用しているが、取水施設・浄水施設・配水施設等の運転管理施設については、工業用水道事業の資産であって水道事業に運営を委託しているものが存在することを確認した。
- ・ 一部、固定資産台帳と現物に相違がみられる固定資産があることが判明した。これについては必要な修正処理等を行っている。

事業スキームへの反映

・ 工業用水道事業が所有する取水施設・浄水施設・配水施設等の運転管理については、水 道事業への委託を原則とした。一方で、維持管理・更新(改築)は運営権者が実施する こととした。

- ・管路については、共有資産は無く工業用水道事業が単独で所有することが確認されたので、その全てに運営権を設定することとした。
- ・利用者が存在しない末端管路の特定を行い、これに対する運営権の設定の検討を行った。さらに、撤去義務の運営権者への付与や、撤去費用の負担関係について検討を行った。検討の結果、末端管路について運営権を設定のうえで一部区間について運営権者に撤去を求めることとし、その撤去費用は大阪市の負担とした。
- ・ 水道事業が実施する運転管理業務における施設の利用形態別の取扱いについては、運営 権設定対象施設については委託、運営権を設定しない共有資産については役務提供対価 の支払として整理を行った。
- ・本事業では、取水施設・浄水施設・配水施設の運転管理業務は水道事業への委託等、維持管理・更新は運営権者という業務の棲み分けが生じることから、市と運営権者の間に おける責任分界点が明確になるよう、運転管理対象資産であるか否かの区分を行った。
- ・以上につき、運転管理業務の委託料と減価償却費の関係を整理すると、「図表 3-2」のとおりである。

図表 3-1 市工業用水道事業のスキームに基づく運営権と減価償却費等の取扱い

所有権	運営権設定	運転管理対象施設	利用の形態	持分区分	支払先	減価償却費等の取扱い		
工水単	設定	対象	運転管理は委託、維持 管理・更新(改築)は 運営権者が実施	工水	上水工水工水	運転管理に係る再委託料 (人件費及び物件費見合い) 減価償却費相当額を20条負 担金として支払い		
独		対象外	運営権者単独使用	工水	工水	減価償却費相当額を 20 条負 担金として支払い		
	設定 しない	_	休止資産	工水	_	_		
				上水	上水	_		
上工共有	設定しない	対象	サービス利用	工水	上水	運転管理に係る再委託料とは別の役務提供対価(サービス対価 (人件費及び物件費見合い)		

所有権	運営権設定	運転管理対象施設	利用の形態	持分区分	支払先	減価償却費等の取扱い
					工水	減価償却費相当額を賃借料
						として支払い
				上水	上水	_
		対象外	サービス利用	工水	工水	減価償却費相当額を賃借料
						として支払い
						(現状想定されない)
						上水の資産(浄水場内の一
1.			サービス利用		上水	部土地・建物・機械設備
上						等)を、工水が部分的に占
水単	_	_		上水		用等しているものもしくは
	,					施設を利用している場合の
独						減価償却相当負担分につい
						て、賃借料を支払い

[※] 一部、阪神水道企業団との共有あり

開示すべき情報の取りまとめ

大阪市工業用水道事業において、固定資産台帳の整備状況の確認、現物確認等固定資産の 現況把握、過年度における維持修繕情報の取得と集計、将来の更新費用の推計、施設情報の 把握整理、運営権設定対象資産及び上工共有資産並びに休止状態及び撤去予定にある資産 の特定作業を行い、運営権設定対象資産リスト、運営権設定対象外資産リスト、更新投資の 推計シート、固定資産以外の物品一覧表及び維持・修繕の履歴データの作成を行った。

図表 3-2 情報開示目的で整理した資産情報

資料名	開示目的	整理した情報の詳細
運営権設定対象資産リスト	運営権設定対象資産の一覧	図表 3-3
運営権設定対象外資産リスト	運営権設定対象外資産の一覧	
更新投資計画	更新(改築)にかかる投資支	-
	出を推計した資料	
固定資産以外の物品一覧表	固定資産以外の物品のリスト	図表 3-4
	(保管品・貯蔵品等)	
委託料及び修繕費の明細	過去数年間の維持・修繕費の	-
	データの集計	

上記の情報開示目的で作成した資料のうち、コンセッション特有の情報である「運営権設定対象資産リスト」及び「固定資産以外の物品一覧表」の詳細について、以下に整理した。

図表 3-3 運営権設定対象資産リスト/運営権設定対象外資産リスト

項目 説明		説明	
管理	固定資産番号	固定資産台帳上の管理番号	
番号	枝番	枝番	
固定資産台帳上の勘定科目(機械及び装置、建物、工具器		固定資産台帳上の勘定科目(機械及び装置、建物、工具器具及び備品)	
資産	名称	資産名称(前回調査した固定資産名称及び施設内訳)	
数量		固定資産台帳上の数量	
単位		固定資産台帳上の数量単位	
取得值	 面額	固定資産台帳上の取得価格	
取得學	年月日	固定資産台帳上の取得年月日	
耐用华	年数	固定資産台帳上の耐用年数	
施設「	施設の概要における分類情報 大分類:浄配水場名称(東淀川浄水場、桜宮配水場、鶴見配水場 北港加圧ポンプ場) 中分類:種別(取水、浄水、配水設備) 小分類:種別(建築物、建築設備、機械設備、電気設備、土木棒物)		
所在	也	詳細の設置場所(例:取水ポンプ場1F)	
施設	• 設備名称	施設・設備名称	
構造	・形状寸法	施設・設備に関する内訳	
数量		施設・設備の数量	
単位		数量単位	
参照	先	詳細情報が記載されている参照先 (図面又は設備台帳)	
更新	対象	更新の有無	

図表 3-4 固定資産以外の物品一覧表

項目	説明
	対象物品の計上区分
	<保管品>
	固定資産の計上基準(10万円以上)に該当しない工具・器具・備品等
	で計数管理の必要があるもの(購入年度の費用として計上されているた
物品区分	め、B/Sには含まれない)
初而区为	<貯蔵品>
	工事や災害時用の材料等の消耗品(流動資産に計上)で、同種品の受
	け入れ(購入)、払い出し(使用)や棚卸処分(除却)に伴い、数量及び
	資産額を増減させる(払い出し及び棚卸処分時は、数量×移動平均単
	価により費用に振替計上(投資にかかるものは固定資産に振替計上))
担当課(保管場所)	対象物品を管理する担当課及びその保管場所
【基本情報】	
	棚卸表上の分類
 分類	<保管品>4:工具、5:器具、6:備品
万 類	<貯蔵品>11:燃料、13:薬品、14:直管類、15:異形管類(1)、16: 異形
	管類(2)、18:弁類、19:ボックス類、30:その他材料、40:水道メータ類
名称(構造・形状寸 棚卸表上の名称及びその構造・形状寸法	
法)	加声及工の石が及びできるが再追いが、引伝
数量	平成30年度末時点の棚卸表上の数量
単位	平成30年度末時点の棚卸表上の単位
【資産額(貯蔵品のみ)】	
移動平均単価	平成30年度末時点における移動平均単価
年度末残高	平成30年度末時点でB/Sに計上されている残高(数量×移動平均
十次 个/人问	単価)
運営権導入後の取扱	「市が継続保有(運営権導入までに処分等するものを含む)」もしくは
V	「運営権者に譲渡・売却」

上記のうち、コンセッションで必須の作成資料である「運営権設定対象資産リスト」の大阪市工業用水道事業における作成過程を詳述すると「図表 3-5」のとおりとなる。

今年度作業 (済) 詳細化 紐づけ H30年度 運営権設定 浄配水場 工水単独 固定資産 対象資産 **<->** 設備台帳 施設 施設 台帳 リスト 上工水 固定資産番号 固定資産番号 共用施設 施設情報 型式·型番 (大中小分類) 製造会社 所在地 製造年月日 施設·設備名称 点検整備記録 更新予定の有無 遊休施設 事故故障履歴 参照先 (図面等) 今年度作業 (済) 詳細化 運営権設定 紐づけ 工水単独 <-> 管路施設 対象資産 設備台帳 施設 リスト 上工水 その他 固定資産番号 固定資産番号 共用施設 (メータ等) 施設情報 型式·型番 (大中小分類) 製造会社 所在地 製造年月日 対象外 施設·設備名称 点検整備記録 不動産 (土地) 更新予定の有無 事故故障履歴 参照先 (図面等) 上記以外で整備を行ったもの 固定資産以外の物品一覧表

図表 3-5 運営権設定対象資産リストの作成過程

固定資産以外の物品一覧表 更新投資計画 委託料及び修繕費の明細

出典:市提出資料より引用

3.1.4 留意すべき事項

資産情報の整理に当たっては、例えば以下のような事項に留意して作業を進める必要がある。

資産の一元管理

会計帳票としての「固定資産台帳」と施設管理帳票としての「施設台帳」は、それぞれ 異なる目的で整備管理されてきたことから、情報が相互に整合していない、ないし、登録 単位が不一致であることがあり、台帳間で不整合が生じていることがある。

固定資産台帳及び施設台帳は、一物一レコードにより両者を一致させて作成するか、会計データと施設管理データの一元化を図る等、台帳間で整合性を取ることが望ましい。

仮に固定資産台帳及び施設台帳の間に差異や不整合があった場合、その解消のために時間を要することになるため、導入準備段階で固定資産台帳及び施設台帳の照合作業のための十分な時間を確保することが必要となる。

現物確認

資産 DD を実施するにあたり、民間事業者は運営権設定対象資産リストを基礎として各種の評価・検討を行うこととなることから、運営権設定対象資産リストに記載された資産について、現物があることを確認しておかなければならない。現物確認の結果、現物が存在しないものについては、帳簿上、速やかに除却処理し、現物と台帳の一致を図る必要がある。

資産の登録方法

複数の装置等を一括して購入した際に、これらを固定資産台帳などに登録するにあたり、「一式」として一まとまりにして登録することがある。その結果、現物確認にあたり、現物と台帳データを一対一で照合することが困難になるとともに、運営権設定対象資産の特定が困難になる。

従って、固定資産台帳などで「一式」として登録している資産については、これを特定できる一つ一つの資産単位にまで分解し、記録することが求められる。

取替法

特にメーターなどについては、老朽化し新品に交換・取り替えた際に取替法に基づく会計処理のみ行い、設備台帳等に記録されている情報(品番・型番・メーカー・取得年度・口径など)と、現物が一致しないことがある。従って、取替法を採用する資産についても設備台帳等を随時更新し、現物と台帳の一致を図る必要がある。

売却(貸与)予定物品

例えばゴムパッキンや工具などの消耗品や薬剤等の棚卸資産は、運営権の設定対象ではないものの、運営権者が事業を引き継ぐにあたって地方公共団体から現物を引き継ぐことでより円滑に事業承継が可能となると考えられることから、事業の実施に当たり貸与や売却といった整理が考えられる。

従って、引渡のスキームの整理と売却(貸与)予定物品のリスト化を行っておく必要がある。

機器の使用、図面、修繕履歴等の調査

機器の仕様、竣工時図面、製造会社及び事故・故障・修繕情報等については、調査に時間を要するものである。設備台帳等で情報を保持している場合には、既に整備された情報を積極的に活用することが効率的である。

3.2 財務デューディリジェンス (財務 DD)

3.2.1 目的

財務 DD は、財務数値の詳細な検証・分析を通じて事業の実態・リスクを把握し、①事業スキームの詳細な検討を行い、②収支シミュレーションの前提条件を整理してキャッシュフローモデルを構築するとともに、③情報開示用資料(財務デューディリジェンス報告書)を作成することを目的として実施されるものである。

3.2.2 実施内容•手順

(1) 実施範囲

対象事業:大阪市工業用水道事業

貸借対照表項目の調査基準日:平成31年3月31日

調査対象期間:平成29年3月期、平成30年3月期、平成31年3月期

(2) 実施内容・手続

財務 DD にて実施した手続きの内容は以下のとおりである。

項目	実施目的	実施手続
①全般的項目		
i. 一般的事項	事業の前提となる概要の把 握	・ 事業の概要、組織・人員体制 に関する資料の入手及び質 問
		主な施設の現況、水需要の 状況に関する資料の入手及

項目	実施目的	実施手続
		び質問 ・ ユーザー別の水需要と使用 割合に関する資料の入手及 び質問 ・ 財政状態、経営成績に関す る資料の入手及び質問 ・ キャッシュ・フローの状況 に関する資料の入手及び質 問
ii. 会計方針	財務数値の基礎となる会計方針の把握	・会計方針に関する資料の入 手及び質問・会計方針の変更の有無(将 来を含む)及び期間比較に 資するデータの入手及び質 問
②損益計算書項目		
i . EBITDA ⁶ (イービット ディーエー (減価償却費 控除前営業利益))	対象事業の異常値を排除した正常収益力の把握	・ EBITDAの調整及び前期比較 (一時的な要因による損益 の調整等)
ii.営業収益及び営業費用	収益及び費用の費目ごとの詳細把握と損益構造の理解	 料金制度の確認及び質問 給水収益の推移に関する資料の入手及び質問 浄水送水費、配水費、受託工事費及び総係費の推移に関する資料の入手及び質問 一時的、非経常的な項目の有無に関する質問
③貸借対照表項目		
i.運転資本(営業債権、棚卸資産、営業債務)	対象事業の短期的な資金繰りに影響を及ぼす事項の把握	営業債権の決済条件に関する質問営業債権残高の推移に関する資料の入手及び質問

_

 $^{^6}$ 巨額の設備投資を伴う事業では、設備投資などの先行投資を実施した場合、短期的には減価償却費が多額には発生し、会計上の利益が小さくなることが想定される。EBITDA は、このような短期的な影響を除外し、長期的な視点で企業価値を評価することができる指標として重視されている。

項目	実施目的	実施手続
		 滞留債権の有無に関する資料の入手及び質問 棚卸資産の種類別残高内訳の入手 棚卸資産残高の推移に関する資料の入手及び質問 滞留資産の有無に関する資料の入手及び質問 営業債務の決済条件に関する質問 営業債務残高の推移に関する質問 営業債務残高の推移に関する質問 支払いを留保している債務の有無に関する質問
ii.固定資産	対象事業における固定資産 計上額の概要と、固定資産 の収益性や固定資産に関連 する潜在的な負担の有無の 把握	・ 固定資産台帳の入手及び質問・ 減損の検討・実施状況に関する質問・ 資産除去債務の有無に関する資料の入手及び質問
④その他		
i.収益的収入及び支出	対象事業の地方公営企業会 計における収益的収入及び 支出に関する情報把握	収益的収入及び支出の推移 に関する資料の入手及び質問投資・財政計画に関する資料の入手及び質問
ii. 資本的収入及び支出	対象事業の地方公営企業会 計における資本的収入及び 支出に関する情報把握	・資本的収入及び支出の推移 に関する資料の入手及び質 問・投資・財政計画に関する資 料の入手及び質問

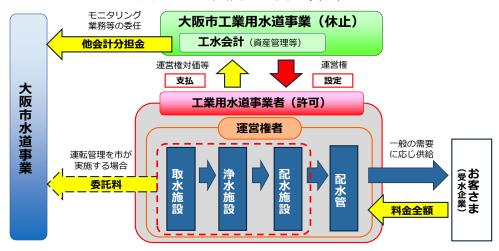
(3) 大阪市工業用水道事業特有の事項

本事業では、工水単独施設と、上水事業と一体で運用している「上工共有施設」が以下のとおり混在している。そのため、運営権の設定範囲、運営権者の業務開始後の運用方法の整理が課題となる。

工水単独施設	上工共有施設
取水ポンプ、配水ポンプ、弁類、攪拌設備、	監視制御設備、排水処理施設、薬品注入設
排泥設備、排水設備、運転操作設備、計装	備、受配電設備、北港加圧ポンプ場建屋
設備、取水ポンプ場、配水ポンプ場、配水	等
ポンプ場建屋、沈砂池、沈澱池、配水池、	
場内配管	

この点、上水事業による施設形態変更時の対応や、台帳・権利関係の整理の煩雑さといった課題が残るため、上工共有施設については運営権を設定しないこととした。

また、運営権者の業務開始後の運用については、「東淀川浄水場・桜宮配水場・鶴見配水場・北港加圧ポンプ場」の運転管理業務は大阪市(上水会計)が実施することとし、運営権者は、当該業務にかかる費用を負担することを原則としている。



図表 3-6 運営権設定対象と費用負担

出典:市戦略会議資料より引用

財務 DD では、運営権者が業務開始後に負担する「東淀川浄水場・桜宮配水場・鶴見配水場・北港加圧ポンプ場」の運転管理業務にかかる費用を取引単位で分類し、その結果を踏まえキャッシュフローモデルを作成し、収支シミュレーションに反映した。

また、民間事業者自らが収支シミュレーションを実施可能となるよう、財務調査報告書に その詳細を記した。

3.2.3 実施結果

(1) 事業スキームの詳細検討にあたり抽出された阻害要因の有無

財務 DD の結果、事業スキームの詳細検討にあたり阻害要因となる事項は抽出されなかった。

(2) 収支シミュレーションの前提条件の整理、キャッシュフローモデルの構築

財務 DD の結果に基づき、収支シミュレーションの前提条件を整理し、キャッシュフローモデルを作成し、分析を行った。これらの詳細については、後述する「第6章 シミュレーションの実施」を参照されたい。

(3) 情報開示目的で整理が必要な情報(資料)の作成

民間事業者が運営権制度への応募を検討するにあたり、民間事業者が対象事業の財務状況を理解し、それを基に自らで事業価値や将来の収益力の試算が可能となるような情報が必要となる。そのため、財務 DD では、民間事業者が応募を検討するに資する情報を開示するべく、対象事業の価値や将来の収益力に関する情報を財務 DD 報告書として整理した。整理した情報は以下のとおりである。

項目	内容
① 全般的項目 (一般的事項、会計方針)	
i. 一般的事項	・ 工業用水道事業の沿革
	・ 工業用水道事業の概要
	・ 年間総給水量の状況
	・ 主要施設位置図及び給水区域
	・ 施設の現況(①東淀川浄水場(北港加圧
	ポンプ場含む))
	・ 施設の現況(②桜宮配水場・鶴見配水場)
	・ 施設の現況(③管路)
	・ 組織図及び人員表
	• 料金体系
	・ 給水量及び給水収益の推移
	行政区別・業種別使用水量
	・ 業種別使用水量の推移
	・ 多量使用者調べ
	• 他都市比較
	• 損益計算書
	• 貸借対照表(資産)

項目	内容
	・ 貸借対照表 (負債・資本)
	・ キャッシュ・フロー計算書 (業務活動に
	よるキャッシュ・フロー)
	・ キャッシュ・フロー計算書 (投資・財務
	活動によるキャッシュ・フロー)
ii. 会計方針	• 会計方針
② 損益計算書項目(EBITDA、営業収益及	及び営業費用、営業外損益及び特別損益)
i. 一般的事項	• EBITDA
ii. 営業収益及び営業費用	• 給水収益
	・ 営業費用(共通費用の按分)
	• 営業費用(浄水送水費)
	• 営業費用(配水費)
	• 営業費用(受託工事費)
	• 営業費用 (総係費)
	・ 営業費用(市への委託費用)
	参考(①取水量)
	参考(②給水量)
	• 参考(③薬品使用量)
	• 参考(④電力使用量)
iii. 営業外損益及び特別損益	・ 営業外・特別損益
③ 貸借対照表項目(運転資本、固定資産)	
i. 一般的事項	• 調整後運転資本
	• 棚卸資産(貯蔵品)
	 未収金
	• 未払金
ii. 固定資産	• 固定資産一覧
	・ 固定資産の所有区分
	・ 固定資産の状況 (遊休資産)
	・ 固定資産の状況 (除却未了資産)
	・ 設備投資の状況
④ その他(収益的収入及び支出、資本的収入及び支出)	
i. 一般的事項	・ 収益的収入及び支出
	・ 資本的収入及び支出
	・ 投資・財政計画(収益的支出)
	・ 投資・財政計画(資本的支出)

3.3 法務デューディリジェンス (法務 DD)

法務 DD とは、名称・主体を問わず、本事業に関し、市が当事者となる全ての合意文書 (契約・協定等)を調査し、潜在的な法的課題(事業継続を妨げる契約内容や許認可、チェンジオブコントロール条項等)の有無を把握することである。

3.3.1 目的

事業スキームの詳細検討目的

運営権者が工業用水道事業者(事業許可を取得)として、原則的に、上工共有施設を除く全ての施設を運営権設定対象施設として運営する事業スキームを採用することを前提に、事業スキームの詳細検討を行う上での法令・制度面の課題を網羅的に把握し、課題解決の内容、対応方針を明らかにする。

情報開示目的

今後予定される公募手続きを通じて、民間事業者が承継すべき市と第三者との合意事項 (契約・協定等)、もしくは運営権設定後も引き続き市が当事者となって履行する第三者 との合意事項を明らかにすることにより、民間事業者が事業性やリスクを評価し、事業参 入に係る適切な意思決定を可能にするための情報を開示する。

情報開示目的で整理が必要な情報(資料)

情報開示目的で整理が必要と考えられる情報は以下の項目であり、「契約・協定一覧表」として整理され、今後予定される公募手続きの中で民間事業者に開示されることになる。

項目	内容
基本情報	
No.	通し番号
費用区分	有償・無償・協議の別
相手先	契約(協定)の相手先
文書名	契約(協定)の文書名
期間	契約(協定)期間
締結日	契約(協定)の締結日
備考	契約(協定)の内容
金額	有償の場合の金額
取扱い方針	
当該協定等の承継	承継:運営権導入後、運営権者が承継するもの
	非承継:運営権導入後も市が継続するもの

項目	内容	
対象施設の管理区分	市あるいは運営権者	
	(事業全体に関わるものはその旨)	
取扱い	運営権導入後の現行契約(協定)の取扱い	

3.3.2 実施内容・手順

以下の手順に従い、手続きを実施する。

手順1 契約・協定等の収集と一覧表の作成

- 各種契約・協定等の収集及び一覧表の作成
- ・ レビュー対象 (運営権者が引き継ぐべき契約・協定等) の整理

手順2 レビューの実施

- ・ 潜在的な法的課題の把握
- ・ 変更必要条項の特定
- ・ 過去の訴訟等の結果の確認
- ・ 書面・聴取等による質問

手順3 レビュー結果の取扱いの検討

・ 法的課題の事業実施への影響についての把握と対応方針の検討

なお、手続きの実施に当たっての主な留意事項は以下のとおりである。

- ① 対象となる合意文書は、契約書、協定書及び覚書に留まらず、許認可(他事業体からの占用・借入、他事業体への貸付)等多岐に渡り、また必ずしも契約担当部署が一元的に把握・管理しているとは限らないことから、収集に当たっての協力体制を構築し、十分な調査期間を設けて計画的に進める。
- ② 運営権者が事業許可を取得し、工業用水道事業者として事業運営を行うことから、市の関与が残る契約・協定等については、市、運営権者及び相手方当事者の三者契約となる可能性を踏まえて確認する。
- ③ 過去に漏水事故等があった場合には、その原因の特定、損害賠償請求の有無、再発防止のアクションプランとその実施状況を確認する。
- ④ 協定等を運営権者に承継させる方針であっても、相手方当事者の合意なく進めることはできないことから、例えば実施方針条例(案)の議決により運営権制度導入に向けての市の方針が定まった段階で交渉を始めるなど、公募手続きを踏まえた十分な調整期間を設ける。

3.3.3 実施結果

(1) 事業スキームの詳細検討にあたり抽出された事項

市との協議を通じ、またマーケットサウンディング(MS)における民間事業者からの質問や要望を踏まえ、法令・制度面の課題を整理し、課題解決の内容、対応方針を明らかにした。

図表 3-7 抽出された課題と対応方針

	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
No.	項目	法令・制度面からの課題	対応方針	
1	給水の制限若しくは	• 市給水条例(供給規程)「給	・ 市又は運営権者は責任を負	
	停止、断水又は漏水	水の制限若しくは停止、断水	わない、旨の条項は、直ちに否	
	による損害に関する	又は漏水による損害について	定されるものではないと考え	
	免責	は、市はその責任を負わな	られる。	
		ν _°]	・ ただし、市又は運営権者の	
		・ 運営権者の供給規程に同様	故意又は重過失によって生じ	
		の文言を入れることで、現状	た場合にまで、かかる制限を	
		と同等程度の免責となるか。	行うことは必ずしも合理的で	
			はない。	
2	使用水量データの所	・ 運営権者が運営権設定した	・ いずれかの主体が法律上の	
	有権と運営権者によ	水道メーターで使用水量を検	独占的保有権限を有するもの	
	る利活用	針することになるが、当該デ	ではない。	
		ータの所有権は誰にあるか。	・ 当該データの取得、利用、譲	
		・ 運営権者による使用水量デ	渡等に係る取扱いは、主とし	
		ータの利活用がどこまで認め	て当該データに関与する当事	
		られるか。	者間の契約その他の取決めに	
			よって、取り扱うことのでき	
			る範囲が決定される。	
3	事業開始日を跨ぐ長	・ 事業開始前に既に市が事業	・ 先行事例では、運営権者に	
	期業務委託契約の取	開始日を跨ぐような長期契約	承継させる契約については、	
	扱い	を締結している業務委託(機	当該契約の承継の完了を事業	
		械警備等)について、どのよう	開始の条件とする取扱いがな	
		な取扱いをすべきか。	されている。	
			・ ただし、運営権事業の制度	
			趣旨に鑑み、可能な限り当該	
			業務の実施方法は運営権者の	
			裁量に委ねることが適切。	
4	利用者との契約の取	・ 事業開始時に運営権者はユ	・ 契約上の地位の承継には、	
	扱い	ーザーと新たに契約を交わす	契約の相手方当事者の同意が	

No.	項目	法令・制度面からの課題	対応方針
		必要があるか、もしくは文書	必要と解されているため、別
		申込等を要せず、契約が承継	途利用者の同意を取得する必
		されるか。	要がある。
		・ 新たに契約を交わす必要が	・ 運営権事業が終了した場合
		ある場合、事業期間終了後に	の取扱いも同様であり、原則
		市は再度改めて契約を交わす	として個々の利用者から同意
		必要があるか。	を取得する必要がある。
5	水道メーターを運営	・ PFI 法において、「公共施設	・ 水道メーターは、工業用水
	権設定対象施設とす	等」は「施設(設備を含む。)」	道事業の実施にとって不可避
	ることの是非	と定義されているが、水道メ	的な設備であることを考慮す
		ーターを運営権設定対象施設	ると、施設との利用上・機能的
		とすることは可能か。	な一体性はあると評価でき
			る。
			・ 運営権の対象に含める場合
			には、実施方針等でその旨記
			載する。
6	光熱水費の使用料に	・ 上工混在施設では、電力や	・ 計量法は、取引に当たって
	ついて、上・工按分	上水の使用料について、総量	計量を行う際、当該計量が正
	率に基づいて負担額	を親メーターで確定させた	確になされることを要求する
	を決定することの是	後、上・工按分率に基づいて、	ものである。
	非	工水会計から上水会計へ支払	・ 事前に定められた合理的な
		いが行われている。	上・工按分率に基づいて算出
		• 計量法に照らし、運営権後	すること自体は、問題となら
		は支払い主体が変わるという	ないと考えられるが、上・工按
		ことによって、計量方法の見	分率に基づいて算定した使用
		直しが必要になるか。	料の正確性・合理性について
			は、あらかじめ整理が必要。
7	運営権者による事業	・ 事業期間中の運営権者によ	・ ①締結に当たって市の事前
	期間中の協定書等の	る協定書、覚書の締結に関し、	承認を得ること(又は市への
	締結に関する取扱い	制限を設けることは可能か。	事前協議を行うこと)、②有効
			期間を運営権設定期間の末日
			として締結すること、を実施
			契約等において運営権者に義
			務付けることは可能。
8	運営権導入後の行政	・ 現在、工水会計所有の土地	・ 運営権の設定対象となるの

No.	項目	法令・制度面からの課題	対応方針
	財産目的外使用権限	等の使用(電柱の設置、ガス管	はあくまで工業用水道事業に
	の範囲	布設等)について、目的外使用	必要となる浄水場等の施設で
		として許可し、賃料を収入し	あり、その土地は含まれない
		ている。	ため、運営権の設定によって
		・ 運営権導入後、運営権者が	も、土地の使用許可権者が運
		施設等の運用を行う場合、目	営権者となることはないた
		的外使用の権限(許可権限及	め、許可申請者と運営権者の
		び賃料収入権限)は市と運営	間で使用許可を改めて締結し
		権者のどちらになるか。	直すことは必須ではない。
9	給水条例の無効力化	• 大阪市工業用水道事業給水	・ 市が再度工業用水道事業者
	の方法	条例 (現行の供給規程) の無効	として工業用水の供給を行う
		力化にはどのような方法があ	場合に必要となると考えられ
		るか。	るため、条例の廃止は行わず、
			条例の効力を停止するに留め
			る方法が考えられる。

※ 上記課題整理は、本事業における検討過程を示したものであり、対応方針についても報告書作成段階 のものであって決定事項ではない。また、他の事業スキームに一律に適用できるものではないため、 個々の事業スキームの検討に際しては、法律の専門家の助言も得ながら、個別具体的に検討し、独自 に判断することが必要である。

(2) 情報開示目的で整理が必要な情報(資料)

3.3.1 (2) 情報開示目的で整理が必要な情報(資料)に示した情報開示項目に加え、 運営権導入後の取扱方針を追加し、①協定及び覚書、②許認可等、③占用・借入に分類した「契約・協定一覧表」を作成した。

なお、公募段階においては、当該「契約・協定等一覧表」に加え、守秘義務に関する制 約を課したうえで、対象となる契約・協定等についての開示も行われる。

①協定及び覚書 ③契約 分類 ②許認可等(※) 情報開示項目 • No. No. • No. 担当課 担当課 担当課 • 上工区分 • 上工区分 • 上工区分 • 費用区分 • 費用区分 • 費用区分 協定等の相手方 許可等(種類・授) 契約相手方 受) ・ 協定等の名称 • 契約名称

図表 3-8 情報開示目的で整理した契約・協定等情報

分類	①協定及び覚書	②許認可等(※)	③契約
	・ 協定等の期間	• 許可等授受者	• 契約期間
	• 締結日	・ 許可等授受の相手	• 締結日
	・ 協定書等の内容	方	・ 契約の内容
	• 金額	・ 許可書等の名称	• 金額
		・ 許可等の期間	
		・ 許可書等の所在/	
		保管方法	
		・ 許可等の内容	
		金額	
	【運営権導入後の取扱方針】		
	・ 当該協定等の承継・	非承継	

※ 許認可等のうち、各種用地等の占用・借入・使用許可に係る許可・承認については、原則として非承継とする。なお、申請手続き等は市が行うが、維持管理等は運営権者が行うことについて、相手方に対して要請、交渉を継続する。

承継・非承継の考え方

運営権者が事業許可を取得し、工業用水道事業者として事業運営を行う事業スキームであることに鑑み、市は原則として運営権者に協定等を承継する方針であり、承継・非承継に関わらず、協定等に基づき発生する費用は、原則、運営権者に負担させる方針である。市が非承継と判断した協定等を分類すると以下のとおりとなる。

分類	説明	例(相手方)
施設所有者とし	施設所有者として、市が主体となる必要が	管路の移設・撤去に関
ての責務	あるもの	する協定書 (市建設局)
費用負担	市が主体となることによる事業全体として	水道施設設置・整備に
	費用削減の観点	関する協定書・覚書 (市
		港湾局)
災害応援	災害時の対応については、市が主体となる	災害相互応援に関する
	ことを想定しているため(運営権者と連携	覚書 (他都市)
	して取り組む)	
市個別契約等	市が必要と判断して独自に事業者等と契約	大阪市水道局公金取扱
	等を締結しているものであり、運営権者は	契約(金融機関)
	当該契約等に拘束されない。	
上工水一体運用	上工共有の設備で行っている業務で、工水	水道汚泥の処分に関す
	分だけを分離できないもの	る協定書(特殊法人)

第4章 マーケットサウンディングの実施

4.1 インフォメーションパッケージ(IP)の整備と実施内容の検討

IP とは、対象となっている事業の概要、財務状態、施設状態等について、現状を客観的に示す資料としてまとめられたものを言う。

4.1.1 目的

マーケットサウンディングの実施に先立ち、民間事業者が当事業の概要を理解することを目的として作成されるものであるとともに、民間事業者の関心を喚起することを目的とするものである。

従って、事業の概要理解に必要となる事業の基本情報(事業の沿革、料金体系及び給水実 績等)、財務情報や施設情報の他に、工業用水道事業特有の情報や大阪市工業用水道事業特 有の情報を含める必要がある。

4.1.2 情報整備にあたっての基本的な考え方

(1) 事業の概要理解のために必要な情報

①一般的な情報

コンセッション方式導入に当たって、一般的に IP に記載することが想定される項目は以下のとおりである。

項目	内容	
事業概要	• 沿革	
	• 施設概要	
	・ 業務フロー	
	・ 事業計画等の各種計画	
	• 給水区域	
	・ 料金体系及びその推移	
	・ 給水量実績の年度別推移	
	・ 組織図等の執行体制に関する情報	
	・ 従業員数や給与体系等の人事に関する情報	
	・ 使用している管理システム等の IT に関する各種情報	
財務状況	・ 損益計算書や貸借対照表等、5年分程度の決算書情報	
	・ 設備投資額の推移等、財務諸表に記載のない関連する情報	
施設状況	・ 主な土木、建築施設に関する情報	
	・ 主な機械設備に関する情報	

項目	内容	
	・ 管路の口径別・種別延長	
	・ 管路の経過年数	
	・ 維持管理に関する情報	
法令	・ 関係法令や各種契約の情報	

②工業用水道事業の特徴

工業用水道事業にコンセッション方式を導入する場合に、前述の一般的な項目に加え IP に記載することが想定される項目は以下のとおりである。

項目	内容
顧客	・ 事業者別の使用水量
	• 事業者分布
	・ 料金の収納状況

③大阪市工業用水道事業の特徴

大阪市の事業スキームの場合に、追加で IP への記載が求められる項目は以下のとおりである。

項目	内容	
施設状況	・ 浄水場や配水場の配置図 (共用施設・単独施設の別など)	
状態監視保全	・ 状態監視保全を行うための必要な管路詳細情報	
	・ 土壌に関する分布図	
	• 年度別漏水事故状況	
業務委託関係	・ 大阪市水道事業への委託業務(取水・浄水処理及び配水管理に係る	
	運転管理業務)に関する業務内容及び費用負担関係の検討に必要	
	情報	

(2) 開示に配慮が必要な情報

IP には事業性を判断するための様々な情報が含まれるが、詳細な財務情報や資産情報、契約関係及び個人情報に関する情報等、開示に配慮が必要な情報も含まれる。また、本事業のような水道事業に関係する事業の場合には、テロ対策の観点からも浄水場や配水場の平面図や管路の位置図といった情報についても、開示に配慮が必要である。

このような情報の開示にあたっては、守秘義務を課した上で、段階的に詳細な情報の開示を行うといった対応をとることが考えられる。

4.1.3 IP で整備した情報

MSでの意見聴取の基礎情報として整備した IP は以下のとおりである。

図表 4-1 MS での IP

四次 4-1 .	MS COIP
区分	項目
1. 工業用水道事業の概要	
1.1 工業用水道事業の沿革	
1.2 工業用水道施設の概要及び普及状況	(1) 主要施設位置図及び給水区域
	(2) 施設の現況
	(3) 建設の概要
	(4) 工業用水道年表
2. 工業用水道事業の現状と課題	
2.1 事業情報	(1) 組織図及び人員数
	(2) 事務分掌
	(3) 料金体系
	(4) 業務実績
	(5) 行政区別・業種別使用水量(2018(平成
	30) 年度決算)
	(6) 多量使用者調(2018(平成30)年度実
	使用水量の上位 20 工場)
2.2 財務情報	(1) 損益計算書の推移
	(2) 貸借対照表の推移
	(3) 費用の構成 (2018 (平成 30) 年度決算・
	受託工事費を除く)
	(4) 経営指標の推移
	(5) 業務実績の他都市比較(2017(平成29)
	年度決算)
	(6) 公営における収支見通し
3. 施設の維持管理・運転状況	
3.1 工業用水道管路の分類	
3.2 漏水情報	(1) 年度別修繕費用・修繕件数
	(2) 漏水の傾向 (2007 (平成 19) 年度以降)
	(3) 大規模漏水の発生状況
3.3 市内腐食性土壤分布図	

区分	項目
3.4 運転実績 (2017 (平成 29) 年度決算)	(1) 取水量
	(2) 給水量
	(3) 薬品使用量
	(4) 電力使用量

なお、市では MS 時の民間事業者からの要望を踏まえ IP における情報開示項目を拡充するとともに、非開示情報(HP 等で開示していない情報)を含めることにしたため、HP 等で公表するのではなく、守秘義務を課して民間事業者に情報提供することを予定している。

MS後のIPとして整備を検討している主な情報は以下のとおりである。

図表 4-2 MS 後の IP

区分	項目
I. 経営等 (事業の沿革・概要含む)	工業用水道事業の沿革
	工業用水道事業年表
	主要施設位置及び給水区域
	給水能力と給水量・工場数の推移
	建設の概要
	施設整備の概要
	運営権設定範囲のイメージ
	事業情報
	○組織図・人員数
	○事務分掌
	○料金体系
	○業務実績
	財務状況
	○損益計算書の推移
	○営業費用明細
	○資本的収支の推移
	○貸借対照表の推移
	○有形固定資産明細
	○キャッシュフロー計算書の推移
	現状分析
	○経営指標の推移
	○業務実績の他都市比較

区分	項目
	公営における収支見通し
	○2011~2017 年度計画及び実績
	○2018~2027 年度計画及び実績
Ⅱ. 浄水場・配水場	施設概要
	浄水処理フロー
	設備の修繕・補修
	運転管理業務の上水への委託概要
	取水量
	動力費
	薬品費
	水質管理
Ⅲ. 管路	管路の概要
	管路の巡視・点検項目一覧
	腐食性土壌の分布図
	苦情一覧
	漏水データ
	大規模漏水の発生履歴
	漏水事故に伴う補償の履歴
	支障移設関連の実績
IV. お客さまサービス	営業
	○行政区別水量・給水収益
	○業種別・月別使用水量
	○業種別・時間帯別使用水量(サンプル調査結果)
	○業種別使用水量の推移
	○多量使用者調
	○水道事業からのバックアップ(有償による応援
	給水実績)
	○収納状況
	○未収状況
	○お客さまアンケートの結果
	○自動検針システム等の概要
	給水施設
	○給水工事件数の推移

区分	項目		
	メータ		
	○行政区別・口径別メータ取付数		
V. 災害等非常時対応	災害対応実績		

4.2 マーケットサウンディング(MS)の実施

MS とは、民間事業者のコンセッション方式の個別事業への参加意欲を、実施方針等の策定に先立って把握する試みのことをいう。

4.2.1 目的

MS は、事業情報の整備を通じて作成した IP 等の資料を民間事業者に開示した上で、事業者選定プロセス参加への関心度合いや事業スキームのほか、募集にあたってさらに必要となる検討及び開示情報等について把握するために行うものである。

民間活力を最大活用した官民連携を実現させるためには、事業スキームの検討段階において適切な民間事業者に対して意見聴取し、関心を醸成することが重要である。

4.2.2 手順

MSの実施手順は以下のとおりであり、事業スキームを踏まえて適切な聴取先を選定することが重要である。

	実施項目
1	事業スキームの確認
2	MSでの質問項目の選定
3	MS 実施対象の民間事業者の選定
4	MS の実施
(5)	MS 実施結果のフィードバック

4.2.3 実施結果

(1) MS の概要

昨年度業務で実施した MS の質問事項及びその回答を反映して方針決定した事業スキームの主案を踏まえ、検討途上又は未検討の論点について、MS を実施した。

図表 4-3 MS 実施概要

MAY TO MEN DAY			
項目	内容		
実施時期	2019年10月~11月		
実施対象	水道オペレーター・エンジニアリング企業を中心に、2018 年度 MS で関		
	心を示した企業や地元企業を含む 10 社		
実施方法	個別社に面談にて実施。原則、大阪市職員及びあずさの双方が出席。		
	質問内容及び別添 A 資料をヒアリング 1 週間前までに事前配布。		
	当日に別添B資料をその場で配布・回収(閲覧のみ)。		
配布資料	(別添 A 資料)		
	・ 質問項目検討用資料 (リスク分担案、料金プランの想定ケース、管路		
	施設の管理運営方針)		
	・ MS 用インフォメーションパッケージ(IP)		
	(別添 B 資料)		
	・ 工業用水道管路の分類別平面図		
	・ 工業用水道管路(鋳鉄管)の幹線道路下布設箇所		
	・ 工業用水道管路(鋳鉄管)の軌道横断下布設箇所		
	• 漏水履歴平面図		
	• 管路情報平面図(口径、管種、年代別)		
	• 末端管路撤去対象路線		

(1) MSの質問内容

MSにおける主な質問内容は以下のとおりである。

図表 4-4 MS における主な質問内容

質問項目	内容
事業全体スキームとリ	・ 現在検討中の事業全体スキームについての所見
スク分担について	・ 現在検討中のリスク分担案についての所見
	・ 大阪市の経済情勢、工業用水の需要動向、工業用水道施設
	の老朽化状況、水道分野の技術革新等を踏まえた大阪市工
	業用水道事業の魅力と課題についての所見

質問項目	内容	
	・ 事業参画方法についての所見	
料金体系と収益性の向	・ 市のこれまでの給水収益、需要動向を踏まえたうえで、次	
上について	のような市が民間事業者に期待する、民間発想による取り	
	組みを実施した場合、どれくらいの効果が期待できるかの	
	所見	
	✓ 多様な料金プランによる需要喚起	
	✓ 新規需要開拓	
	✓ 任意事業	
	・ 上記のアイデアを実現するための、市に求められる役割に	
	ついての所見	
管路施設の管理運営に	・ 大規模漏水の未然防止を目的とした「管路の状態監視保	
ついて	全」について、各区分に応じた具体的な手法、実施費用、	
	実施体制、構築期間等(事業期間 10 年度の効果発現が可	
	能かどうか、どの程度の効果が期待できるかの見解を含	
	む)に関する所見	
	・ 管路の更新について、新工法・新材料を積極的に採用し、	
	資本費抑制に繋げていきたいと考えているが、これについ	
	ての具体的手法に関する所見	
	・ 緊急修繕についての所見	
	(上水道・工業用水道の管路が混在する路線で発生した道	
	路漏水については、通報段階ではどちらの漏水であるか断	
	定できないという課題があり、緊急修繕については市が一	
	元的に対応し、後日、運営権者は市が要した費用を負担す	
	る仕組みを設定する予定)	
	・ 末端管路の撤去に関する所見	
	(新規需要開拓の見込みが低いと判断される末端管路につ	
	いては、事業期間中に可能な限り撤去し、これに要する費	
	用は市の負担とすることを考えている)	
運営権者(民間事業	・ 下記に関する実施希望や実施にあたっての課題等の所見	
者) と市の業務分担に	✓ 浄・配水場施設の運転管理・水質管理については、	
ついて	上工水一体的に運用している現状を踏まえ、市(上	
	水)へ包括的に委託することを原則とする	
	✓ ただし、一定の条件をクリアした場合は、運営権者	
	自らによる当該業務の実施を認める予定	
	・ 一体運用とした場合の更なる効率化の可能性とその程度に	

質問項目	内容	
	ついての所見	
各月の水道メータの自	・ 運営権導入時に、水道局の既存システムを使用するか、運	
動検針、料金の調定・	営権者において新たにシステムを構築するか、それぞれの	
収納等にかかるシステ	メリット・デメリットについての所見	
ムについて		
更新投資に係る資産の	・ 一定の条件のもとで運営権者が必要と判断した更新等につ	
買い取りについて	いては、事業期間終了後に買い取ることを検討している	
	が、当該更新投資に係る資産の買取額の基準や買取の時期	
	等についての所見	
運営権対価について	・ 運営権対価は、事業提案書提出の際に民間事業者から本事	
	業期間の収支見通しをもとに適切に評価して算出された金	
	額の提案を受け、優先交渉権者選定後、定めることを検討	
	しているが、このような競争条件や、運営権対価の支払い	
	方法等についての所見	
第三者機関の設置につ	・ 契約及び事業運営上、運営権者と市の間で意見対立や認識	
いて	の相違が生じた場合に備えて、第三者機関を設置すること	
	を検討しているが、第三者機関の権限、運営方法、構成員	
	の選任方法等についての所見	

(2) MSの回答と対応状況等

MSで得られた主な回答と対応状況等は以下のとおりである。

図表 4-5 MS の回答と対応状況等

回答概要	対応状況等
事業全体スキームとリスク分担について	
事業許可の取得等、経営の自由度がある 点を評価する回答があった一方、市への 業務委託や料金にキャップが定められ ている点をマイナスとする回答もあっ た。	・ 事業許可の有無、業務分担、料金設定、 状態監視保全の導入、事業期間など、事 業スキームの大枠については、民間事業 者の意見を一定取り入れる(※)が、昨年 度の検討結果を大きくは見直すことな く進めることとした。 ※ 運転管理業務の市への委託を原則とし ながらも、運営権者による業務実施も 選択肢に盛り込んだ。

回答概要	対応状況等
	著しい需要の減少など、運営権者によ
	る経営努力を行ってもなお事業遂行に
	著しい支障が出る場合は、市が事業方
	針に係る判断を行うなど、市のリスク
	負担とした。

料金体系と収益性の向上について

- ・ 水道局に求める役割として、企業誘致に おける積極的なサポートを求める回答 が多数であった。
- ・ 事業者からの要望を受け、企業誘致の可 能性を検討した結果、市の産業振興担当 部局との橋渡し的な役割への協力を検 討することとし、VFM 評価上は、収支 見通しの安全性を考慮してアップサイ ドを見込まないこととした。

管路施設の管理運営について

- ・ 管路の状態監視保全、更新手法について は、手法やコストの見積りにあたって、 事前の資料送付の段階で詳細な情報を 必要とする回答があったので、当日は管 路布設位置図 (写真付き)、漏水履歴平 面図等の詳細情報も開示した。
- 状態監視保全の手法につき、各事業者が 現状検討している手法につき回答があ った。
- 緊急修繕、末端管路の撤去に関する方向 性について、肯定的な回答が多数であっ た。

- ・ 実施方針(案)では、緊急修繕、末端管 路の撤去について現行の方向性を示す こととした。
- 収支シミュレーションに向けて、事業者 からの意見を踏まえ、イニシャルコスト やランニングコストを試算した。

運営権者(民間事業者)と市の業務分担について

- 提とする回答が多数であり、委託費用算 定について、按分基準等の明確化を求め る回答が多数あった。
- ・ 市(上水)へ包括的に委託することを前 |・ 実施方針(案)では、上工水一体による システムが既に市によって構築されて いるため、市への委託を原則とするもの の、運営権者自らが工業用水道単独の運 転管理システムを構築することを認め ることとし、詳細は募集要項等公表時に 示すこととした。

各月の水道メータの自動検針、料金の調定・収納等にかかるシステムについて

- ・ 継続使用を望む回答が多い一方で、拡張
- 事業者からの要望を踏まえ、実機確認を

回答概要	対応状況等
性や自社システムの導入も踏まえ、事前	実施するか否かについて、検討途上であ
に確認しておきたいという回答もあっ	る。
た。	
更新投資に係る資産の買い取りについて	
・ 資金繰りの面からすべての事業者が都	・ 実施方針 (案) では、更新等に係る工事
度(年度)買い取りを希望した。	費から、事業期間終了時の減価償却累計
	額相当額を控除した残存簿価相当額を
	市が負担するとし、買い取りの方法等に
	ついては、実施契約書(案)において具
	体的な計算式を示すこととした。
運営権対価について	
・ 運営権対価の支払方法は分割払いを希	・ 実施方針(案)では、運営権対価の支払
望する回答が多数であった。	方法は、事業期間にわたって均等分割に
	よることとした。
第三者機関の設置について	
・ 紛争解決機関としての設置は望ましい	・ 実施方針(案)では、疑義が生じた場合
とする回答があった。	の措置として、専門的、客観的立場から
・ 構成員については中立性を望む回答が	調整を図るための第三者機関を市と運
多数であった。	営権者が共同で設置することとし、協議
	の方法等については、実施契約書(案)
	において示すこととしており、詳細は検
	討途上である。

4.3 MS を踏まえた今後の検討

今回の MS における民間事業者からの回答とその対応状況等は、前述の「図表 4-5」のとおりである。

これらの意見を踏まえて、コンセッション方式の導入にあたって官民それぞれの強みを 最大限活かすよう、事業スキームを検討・構築していくことが求められる。

第5章 事業スキームの詳細検討

5.1 実施方針(案)の作成

5.1.1 実施方針とは

実施方針とは、公共施設等運営事業に対する市の基本方針を明らかにし、民間事業者に対して事業スキームの詳細を説明するために作成されるものであり、民間事業者にとっては、運営事業への参入を検討するための重要な情報となることから、当該運営事業の事業内容及び民間事業者の選定方法等を出来る限り具体的に記載することが必要である。

PFI 法は第5条において、「公共施設等の管理者等は、第7条の特定事業の選定及び第8条第1項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針を定めることができる」と規定している。

5.1.2 実施方針の構成

PFI 法が規定する実施方針の記載事項と大阪市工業用水道特定運営事業等の実施方針(案)の関係は以下のとおりである。

公共施設等運営事業に対して PFI 法第5条第2項及び第17条が規定する事項は、PFI 法第5条第2項第5号を除き、必須の記載事項である。

	PFI 法第 5 条第 2 項 関係		大阪市 実施方針 (案)
1	特定事業の選定に関する事項	第3	特定事業の選定に関する事項
2	民間事業者の募集及び選定に関する	第4	民間事業者の募集及び選定に関する
	事項		事項
3	民間事業者の責任の明確化等事業の	第5	民間事業者の責任の明確化等事業の
	適正かつ確実な実施の確保に関する		適正かつ確実な実施の確保に関する
	事項		事項
4	公共施設等の立地並びに規模及び配	第6	公共施設等の立地並びに規模及び配
	置に関する事項		置に関する事項
(5)	事業契約の解釈について疑義が生じ	_	対象外
	た場合における措置に関する事項		
6	事業の継続が困難となった場合にお	第8	本運営事業継続が困難となった場合
	ける措置に関する事項		における措置に関する事項
7	法制上及び税制上の措置並びに財政	第9	法制上及び税制上の措置並びに財政
	上及び金融上の支援に関する事項		上及び金融上の支援に関する事項
	法第17条 関係		大阪市 実施方針 (案)
1	選定事業者に公共施設等運営権を設	第4	1 事業者の選定に関する事項(選定
	定する旨		の手続き)

2	公共施設等運営権に係る公共施設等	第3	1 事業内容に関する事項
	の運営等の内容		
3	公共施設等運営権の存続期間	第3	1 事業内容に関する事項
4	法第20条の規定により費用を徴収す	第5	5 事業の費用負担に関する事項
	る場合には、その旨		
(5)	法第22条第1項に規定する公共施設	第7	実施契約の解釈について疑義が生じ
	等運営権実施契約に定めようとする		た場合における措置に関する事項
	事項及びその解釈について疑義が生		
	じた場合における措置に関する事項		
6	利用料金に関する事項	第5	4 利用料金等及び運営権対価に関す
			る事項

5.1.3 作成手順

(1) 実施方針(案)

実施方針は、PFI 法第 5 条第 2 項及び第 17 条が規定する事項について、具体的に定める必要があるが、その作成に当たっては、『公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン』(平成 30 年 10 月 内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI 推進室))、『水道事業における官民連携に関する手引き』(令和元年 9 月 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課)、『下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン』(平成 31 年 3 月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部)、その他公共施設等運営事業の先行事例における実施方針の記載が参考になる。

上記ガイドライン等及び先行事例を踏まえて作成した市の実施方針(案)の目次を示す と以下のとおりである。

なお、市は要求水準書(案)、リスク分担表(案)を実施方針の別紙1、2と位置付けており、実施方針の他、要求水準書(案)、リスク分担表(案)に記載の内容についても考慮が必要である。

	大阪市 実施方針(案)	
第1	はじめに	
第2	本事業実施の背景、目的等	
第3	特定事業の選定に関する事項	
1	事業内容に関する事項	
2	2 特定事業の選定及び公表に関する事項	
第4	第4 民間事業者の募集及び選定に関する事項	
1	事業者の選定に関する事項 (選定の手続き)	

	大阪市 実施方針 (案)
2	競争参加資格に関する事項
3	事業者選定のスケジュール等
第 5	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
1	リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担
2	保険
3	対象業務における要求水準
4	利用料金等及び運営権対価に関する事項
5	事業の費用負担に関する事項
6	運営権者の責任の履行確認に関する事項
7	運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き
第6	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
1	公共施設の内容
2	土地の使用に関する事項
第7	実施契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
1	実施契約に定めようとする事項
2	疑義が生じた場合の措置
3	管轄裁判所の指定
第8	本運営事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項
1	運営権者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置
2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置
3	金融機関又は融資団と市との協議
第9	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
1	法制上及び税制上の措置に関する事項
2	財政上及び金融上の支援に関する事項
3	その他の措置及び支援に関する事項

本事業の事業スキームには、以下の特徴がある。

上工共有施設に関する運営権設定及び業務範囲の整理

水道事業による施設形態変更時の対応や、台帳・権利関係の整理の煩雑さといった課題が残るため、上工共有施設については運営権を設定しない方針としている。

また、運転管理及び水質管理業務は、既に上工水一体運用がされているため、市への委託(上工共有施設については、水道事業から役務提供を受ける(水道事業に役務提供の対価を支払う)こと)を原則としている。

適切な官民のリスク分担と対応策

本事業は運営権者が工業用水道事業法第2条第5項に定める工業用水道事業者として事業許可を取得し、事業全般を実施するとともに、利用者と供給契約を直接締結して利用料を収受する事業スキームである。

そのため、リスク分担の検討にあたっては、原則として全てのリスクを運営権者が負担するものとする一方で、事業継続に鑑みて止むを得ない場合については協議の上、市がリスクを負担することもあり得るという前提に立って整理を行っている。

PFI 法が規定する事項について具体的に定めるとともに、本事業の事業スキームに関連した上記固有の検討課題に対応して実施方針(案)を作成している。

各章別、記載項目別の検討内容及び留意事項は以下のとおりである。市の事業スキームに 関連する固有の論点を「A」、実施方針の策定にあたり通常留意すべき論点を「B」として整理している。

図表 5-1 市の実施方針(案) 目次と論点一覧表

		(案) 目次	
項目	論点	項目	論点
第1 はじめに		2 保険	
1 はじめに	В	3 対象業務における要求水準	В
2 用語の定義	В	4 利用料金等及び運営権対価に関する事項	
3 本事業の実施にあたって想定される関係法令等		(1) 利用料金等の考え方	В
(1) 法令		(2) 利用料金及び運営権対価の設定及び提案	A, B
(2) 条例		(3) 利用料金の収納	В
(3) 準拠又は参照すべき指針・仕様等		5 事業の費用負担に関する事項	
第2 本事業実施の背景、目的等		(1) 運営権者が実施する本事業に要する費用	A, B
1 事業の背景・目的		(2) 20条負担金	В
(1) 背景		(3) 運営権を設定しない施設等に関する費用	A
(2) 目的		6 運営権者の責任の履行確認に関する事項	
2 運営権者に求める基本方針	A	(1) 基本方針	
第3 特定事業の選定に関する事項		(2) モニタリングの実施体制	В
1 事業内容に関する事項		(3) モニタリング計画 (案) の概要・骨子	В
(1) 事業名称	В	(4) モニタリングによる改善措置等	В
(2) 公共施設等の管理者の名称		7 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き	
(3) 担当部局		(1) 運営権の処分	В
(4) 本運営事業の対象となる施設	A, B	(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分	В
(5) 事業方式		第6公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	
(6) 事業の範囲	A, B	1 公共施設の内容	
(7) 事業期間・運営権の存続期間	A, B	(1) 運営権設定対象施設の立地に関する事項	
(8) 運営権者が受領する権利及び資産等		(2) 運営権設定対象施設の規模に関する事項	
(9) 市職員の派遣要請	В	2 土地の使用に関する事項	
(10) 本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	В	第7 実施契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	
(11) 市が実施している業務との連携		1 実施契約に定めようとする事項	
(12) 更新等を行った施設の所有		2 疑義が生じた場合の措置	В
2 特定事業の選定及び公表に関する事項		3 管轄裁判所の指定	
(1) 選定基準		第8本運営事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	
(2) 選定結果の公表		1 運営権者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	В
第4 民間事業者の募集及び選定に関する事項		(1) 解除事由	
1事業者の選定に関する事項(選定の手続き)		(2) 解除後の措置	
(1) 募集及び選定方法	В	2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置	
(2) 審査及び選定手続き	В	(1) 市事由解除	В
(3) 優先交渉権者選定後の手続き		(2) 不可抗力解除又は終了	В
(4) 提案書類等提出に係る注意事項		(3) 特定法令等変更解除	В
2 競争参加資格に関する事項		3 金融機関又は融資団と市との協議	
(1) 応募者の構成	В	第 9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
(2) 参加資格		1 法制上及び税制上の措置に関する事項	1
3 事業者選定のスケジュール等	1	2 財政上及び金融上の支援に関する事項	1
第5 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項		3 その他の措置及び支援に関する事項	
1 リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担	A	○ こっ四つ旧巴区○人族に関する事実	
(1) 不可抗力	В		
(2) 需要及び事業費の変動	A		
(4) Ⅲ女及∪ 尹木貝 ♡ 久別	Л		1

図表 5-2 各章別、記載項目別の検討内容・留意事項

	項目目次	論点	検討内容/留意事項
第1	はじめに		
1	はじめに	В	・ 公共施設等運営権(PFI 法第2条第7項)を活用して 行う事業を「大阪市工業用水道特定運営事業(本運営 事業)」、本運営事業に附随する事業(任意事業)を一 体として行う事業を「大阪市工業用水道特定運営事業 等(本事業)」と定義
2	用語の定義	В	実施方針及び要求水準書の内容の正確な理解に必要と思わる項目を抽出して、市が考える内容を定義として記載先行事例では実施方針の末尾に定義が記されることが一般的であるが、本事業ではまず用語の定義を共有

	項目目次	論点	検討内容/留意事項		
			し、実施方針及び要求水準の内容を正確に理解しても		
			らうため、冒頭に記載		
第2	本事業実施の背	景、目白	内等		
2	運営権者に求	A	・ 市が本事業を通じて運営権者に求める内容を明確に		
	める基本方針		伝えるために基本方針として以下4項目を明記		
			① 運営権者は工業用水道事業法第2条第5項に規		
			定する工業用水道事業者となる。		
			② 状態監視保全に基づく老朽化対策を施設のアセ		
			ットマネジメント方針とする。特に管路について		
			は、漏水事故の未然防止と長寿命化を主眼とした		
			先進的な状態監視保全システムを構築する。		
			③ 利用者にとってインセンティブの高い料金オプ		
			ションの設定について検討・実施、積極的かつ戦		
			略的な広報・営業活動を行うことにより収益性の		
			向上を図る。		
			④ 適切な内部統制体制を構築することによる健全		
			な事業経営を行う。		
第3	特定事業の選定	に関する	関する事項		
1	事業内容に関す	る事項			
(1)	事業名称	В	・ 「第1 はじめに 1 はじめに」参照		
(4)	本運営事業の	A	・ 上工水一体運用に関連し、市水道事業や他事業体と共		
	対象となる施		有又は共用している施設等には運営権を設定しない		
	設		ことを明記		
		В	・ 事業期間中に市が更新又は改造した施設が運営権設		
			定対象資産に含まれることを明記		
(6)	事業の範囲	В	・ 事業の範囲を以下の3つに分類		
			① 特定事業		
			本運営事業として、実施することを義務付ける業		
			務		
			- 工業用水の供給及び経営等に関する業務		
			- 浄水場及び配水場の管理運営に関する業務		
			- 管路の管理運営に関する業務		
			- お客さまサービスに関する業務		
			- 災害及び事故への対応に関する業務		
			② 附带事業		

	項目目次	論点	検討内容/留意事項
			本運営事業として、特定事業と一体的に実施する
			ことを義務付ける給水施設に関する業務
			③ 任意事業
			運営権者が自ら判断して実施する業務
			・ 特定事業と附帯事業を合わせて公共施設等運営事業
			と整理
		A	・ 上記①特定事業「浄水場及び配水場の管理運営に関す
			る業務」には、施設管理の他、運転管理・水質管理業
			務が含まれている
			・ 運転管理及び水質管理業務は、既に上工水一体運用が
			されているため、市への委託が原則
			・ 委託の詳細な実施手法については、市と運営権者で締
			結する業務委託契約の中で定められ、その内容は実施
			契約書(案)で示す
			・ 当該業務を運営権者が実施する場合は、事業を開始す
			るまでに、運営権者自らが工業用水道単独の運転管理
			システムを構築することになり、その詳細は募集要項
			等公表時において示す
(7)	事業期間・運	В	・ 事業期間は10年
	営権の存続期		• 延長オプションの定め
	間		・ 終了時の業務の引継ぎ等を明記
			・ 運営権者が所有する資産等のうち、市が必要と認めた
			場合、残存価値を勘案し買い取ることができ、買い取
			りの方法等については、実施契約書(案)において示
			す
		A	・ 事業終了日までに、運営権者は事業法第9条第2項に
			規定する事業廃止の許可を受けなければならない
(9)	市職員の派遣	В	• PFI 法に基づき市に対して職員の派遣を要請すること
	要請		ができる旨を明記
(10)	本事業開始日	В	・ 事業開始日の前日までに市が締結し、履行が終了して
	に履行が終了		いない契約のうち、工事に係る請負契約については、
	していない契		事業開始日以降も市が引き続き当該契約の当事者と
	約の取扱い		なることを明示
第4	民間事業者の募	集及び記	選定に関する事項
1	事業者の選定に	関する	事項(選定の手続き)

	項目目次	論点	検討内容/留意事項
(1)	募集及び選定	В	・ 優先交渉権者選定にあたり、客観的評価を行うため、
	方法		学識経験者等からなる検討会議を設置し、構成委員に
			ついても実施方針(案)公表の段階で公表
(2)	審査及び選定	В	・ 事業提案書による一次審査、二次審査の手順ではな
	手続き		く、資格審査、事業提案書に基づく事業提案審査の手
			順により優先交渉権者を選定
			・ PFI 法第 19 条第4項に規定する運営権設定に関する
			市会の議決を経た後、特別目的会社(SPC)に対して
			運営権を設定することを明示
2	競争参加資格に	関する	事項
(1)	応募者の構成	В	・ 応募者は複数の企業によって構成されるグループ (コ
			ンソーシアム)とし、単独企業での応募は認めない
第5	民間事業者の責	任の明確	権化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
1	リスク分担の	A	・ 運営権者は工業用水道事業者としての権限と責任を
	基本的な考え		有するため、原則として本事業を遂行する上で生じる
	方及び想定さ		一切のリスクを負担
	れるリスクと		個別のリスクにおける分担内容については、別紙2 リ
	その分担		スク分担表(案)に記載する内容を基本とし、実施契
			約書に詳細を規定
(1)	不可抗力	В	・ 不可抗力により運営権設定対象施設が物理的損壊を
			受けた場合は、市が施設の復旧費用を負担し、運営権
			者は応急復旧等の役務を提供
			・ ただし、国庫補助金の交付がない程度の災害は、平時
			における維持管理の範囲として、運営権者のリスク負
			担(別紙2 リスク分担表(案)参照)
(2)	需要及び事業	A	・ 事業の実施に際して通常想定される需要の減少リス
	費の変動		ク及び事業費の増加リスクは、原則として運営権者が
			負担
			・ ただし、運営権者の経営努力のみでは本事業の遂行に
			著しい支障があると判断される場合には、市は運営権
			者と協議を行い、事業方針に係る判断を行う
3	対象業務にお	В	・ 別紙 1 要求水準書(案)に詳細を規定
	ける要求水準		
4	利用料金等及び	運営権対	対価に関する事項
(1)	利用料金等の	В	・ 本運営事業における PFI 法第2条第6項に規定する

項目目次	論点	検討内容/留意事項
考え方		利用料金は給水料
(2) 利用料金及 運営権対価(設定及び提案	カ	・ 運営権者は現在の利用料金の設定を基本とする他、利用者の水使用形態に応じて選択できる新たな利用料金を別途規定
	В	・ ただし、使用水量が同一条件下においては、新たな利用料金により算定した年間給水料は、既存の料金体系により算定した年間給水料を超えないように設定・ 運営権対価は、応募者が提案
		・運営権対価は、心券有が促棄・運営権対価の支払い方法は、事業期間にわたって均等 分割、無利息
(3) 利用料金のI 納	区 B	・ 運営権者は、利用料金を利用者から直接収納
5 事業の費用負	担に関す	る事項
(1) 運営権者が第一施する本事。に要する費用	業	・ 運営権者が行う更新等に係る工事費から、事業期間終 了時の減価償却累計額相当額を控除した残存簿価相 当額を一部負担金として市が負担
		 ・ 当該更新等工事について、国庫補助金や第三者による 費用負担等を受ける場合は、その金額の一部を加算し た上で、一部負担金を算定 ・ 市は、一部負担金の額を、年度毎に運営権者に支払う
	В	・ 第三者からの依頼に基づく配水設備の支障移設工事 に関する費用は、当該第三者と別途締結する契約等に おいて、負担者を規定
	A	・ 末端管路の撤去に関する費用は、事業提案書による業 務量等の提案に基づいて運営権者が撤去を行い、その 費用は市が負担
(2) 20条負担金	В	 運営権者は、PFI 法第 20 条に基づき、事業開始日の前日までに存在する運営権設定対象施設及び事業開始日の前日までに市が契約を締結し、事業開始日以降竣工した運営権設定対象施設の事業期間中の減価償却費相当額を負担 市は年度ごとに減価償却費に基づき額を確定させ、運営権者は毎年度末に支払う
(3) 運営権を設定 しない施設		・ 市水道事業や他事業体と共有又は共用し、運営権を設 定しない施設等のうち、本事業の実施のために使用す

	項目目次	論点	検討内容/留意事項
	に関する費用		る施設等に関する修繕費や減価償却費相当額(賃借
			料)等を負担
	運営権者の責任	の履行	確認に関する事項
(2)	モニタリング	В	市は、運営権者によるセルフモニタリング、市による
	の実施体制		モニタリング、外部有識者機関によるモニタリングの
			重層的なモニタリング体制を構築
(3)	モニタリング	В	・ 「モニタリング計画(案)」の概要・骨子
	計画 (案) の概		以下の項目について、モニタリングの方法、主な確認、
	要・骨子		検証項目を規定
			① 業務モニタリング
			② 財務モニタリング
			③ 中期事業計画モニタリング
(4)	モニタリング	В	・ 市のモニタリングによる評価又は外部有識者機関の
	による改善措		意見具申により、運営権者に対し、業務改善等の指示
	置等		・ 運営権者は業務改善計画を作成し、市に提出、承認を
			受けた上で、業務改善措置
			・ 市は改善状況を確認した結果、改善されていないと判
			断した場合は、催告や業務改善等について改めて指示
			・ 事業計画や要求水準との乖離の程度に応じて、市は運
			営権者に対して違約金を求めることがある
			・ 正当な理由なく業務改善がされず、改善が見込めない
			と判断した場合は、運営権者事由により実施契約を解
			除
7	運営権者の権利	義務等に	こ関する制限及び手続き
(1)	運営権の処分	В	・ 運営権者は、PFI 法第 26 条第2項の市の許可をあら
			かじめ得た場合には、例外的に運営権の譲渡が可能
			・ 市は、当該許可をしようとするときは、同条第4項に
			基づく市会の議決を経て行う
(2)	運営権者の株	В	運営権者が発行する本完全無議決権株式の新規発行、
	式の新規発行		処分に関し、市は原則として関与しない
	及び処分		・ 運営権者が発行する本議決権株式の新規発行、処分に
			ついては、市の書面による事前の承認が必要
第7	実施契約の解釈	につい	て疑義が生じた場合の措置に関する事項
2	疑義が生じた	В	・ 市と運営権者の認識に齟齬が生じた場合に備え、市の
	場合の措置		組織に属さない専門的、客観的立場から調整を図るた

項目目次		論点	検討内容/留意事項
			めの第三者機関を設置、詳細は実施契約において規定
第8	本事業の継続が	困難と	なった場合の措置に関する事項
1	運営権者の責	В	・ 事業の継続が困難となる事由により契約を解除又は
	に帰すべき事		終了する場合、業務の引継ぎ等は通常の終了時と同様
	由により事業		に行う旨を明記
	の継続が困難		・ 別紙2「リスク分担表(案)」における「契約解除」
	となった場合		に係るリスク分担との整合を図る
	の措置		
2	その他の事由に	こより事業の継続が困難となった場合の措置	
(1)	市事由解除	В	・ 別紙2「リスク分担表(案)」における「契約解除」に
			係るリスク分担との整合を図る
(2)	不可抗力解除	В	・ 別紙 2 「リスク分担表(案)」における「不可抗力」、
	又は終了		「契約解除」に係るリスク分担との整合を図る
(3)	特定法令等変	В	・ 別紙 2 「リスク分担表 (案)」における「法令変更」、
	更解除		「税制変更」、「契約解除」に係るリスク分担との整合
			を図る

(2) リスク分担表(案)

リスクを最も適切に管理することが可能な者がリスクを負担することが基本であるが、 リスク対応コストの最小化及びリスク発現時の円滑な対処のために、リスクの詳細な洗い 出しを行い、管理者と運営権者の責任範囲を明確にしておく必要がある。

運営事業に係る責任とリスクの分担は実施契約において当事者間の取り決め事項となる ものであり、リスク分担の内容が金銭の負担額にも影響を与えるものであるため、出来る 限り曖昧さを避け、具体的かつ明確なものとすることが重要である。

市では、実施方針(案)の別紙として、リスク分担表(案)を作成しているが、運営権者が事業許可を取得し、工業用水道事業者として事業運営に当たる事業スキームであることを前提に、原則として、事業者たる運営権者が、日常における事業運営リスクをすべて負担するとの整理を行った。

市のリスク分担に関する考え方をまとめると以下のとおりとなる。

原則	事業者たる運営権者が、日常における事業運営リスクをすべて負担
	・ 通常想定される需要・事業費等の変動リスク
	・ 利用者対応に起因するリスク
	・ 通常業務に起因する第三者損害リスク

	・ 管路における漏水リスク※ 等
	※ ただし、状態監視保全による適切な監視体制が構築されるまでの間(事業開
	始後1年間)で発生する大規模漏水リスクは市が負担
市 (上水) への	運転管理及び水質管理業務は原則として運営権者が市の水道事業に委
委託	託することになるため、以下のリスクについては、業務委託契約にお
	いてリスク分担を整理
	・ 水量・水圧・水質異常リスク(浄水場、配水場及び管路におい
	て、日常の水質管理業務で対応すべき範囲の水質悪化)
	・ 業務中断・不能リスク (市の帰責によるもの以外)
大規模災害時の	【市】
責任と役割	市は施設所有者及び公共施設等運営事業の管理・監督者として、復旧
	計画の策定や復旧に係る費用負担など主体的な役割を果たす。
	・ 被害状況・復旧状況を掌握、各種活動を指揮、市他部局や国・他
	都市と連携
	・ 本復旧計画を策定、運営権者に本復旧を指示
	【運営権者】
	事業者として、市の方針に従いながら、復旧活動を担う。
	・ 自主的に初動対応(応急復旧等)を実施
	・ 市の方針に従って本復旧を実施

5.2 実施方針条例(案)の作成

5.2.1 実施方針条例とは

公共施設等の管理者等が地方公共団体の長である場合、運営事業の民間事業者を選定しようとするときは、PFI 法第 18 条第1項において、「条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする」と規定されている。

実施方針の策定の前提として、実施方針条例の制定が必要である。

5.2.2 実施方針条例の構成

PFI 法第 18 条第 2 項に、実施方針条例において定める事項が規定されている。

PFI 法で求められる実施方針条例の記載項目と大阪市工業用水道施設運営事業に係る実施方針に関する条例の関係は以下のとおりである。

PFI 法第 18 条第 2 項 関係	大阪市 実施方針条例
民間事業者の選定の手続	第3条 民間事業者の選定の手続
公共施設等運営権者が行う公共施設等の運	第4条 運営等の基準
営等の基準及び業務の範囲	第2条 業務の範囲

PFI 法第 18 条第 2 項 関係	大阪市 実施方針条例
利用料金に関する事項	第5条 給水料
その他必要な事項	第1条 趣旨

5.2.3 作成手順

実施方針条例で規定すべき事項は PFI 法によって決まっているため、それらの項目を漏れなく記載することが必要である。

また、実務上は公共施設等の管理者において先行して実施方針(案)の作成が進められ、 その後実施方針条例(案)の作成に取り掛かることも想定されるが、議会の議案となる実施 方針条例(案)の確定には、地方公共団体の条例担当部局の関与が必要と考えられるため、 余裕を持ったスケジュールで実施方針条例(案)の作成、条例担当部局との協議を行い、そ の後、実施方針条例(案)に沿って実施方針(案)を修正することも必要になる。

市では、実施方針(案)の公表予定時期に合わせて、2020年(令和2年)1月末頃には実施方針条例(案)を確定させており、実施方針条例(案)での文言整理等を踏まえて実施方針(案)を修正し、2020年(令和2年)2月中頃に実施方針(案)を公表、3月下旬に実施方針条例(案)の議決に至っている。

5.3 要求水準書(案)の作成

5.3.1 要求水準書とは

要求水準書とは、運営権者に責任を持たせながら創意工夫を最大限発揮させるために、運営権者に対して求める、事業実施に当たって最低限維持・達成しなければならないサービス水準を示す文書である。

公共施設等運営事業では、「性能発注⁷」とすることで民間事業者のノウハウ発揮を期待することが基本とされているが、性能発注とすることにより民間事業者に過度な負担を強いる可能性のある事項や現行業務について既に業務ナレッジが蓄積されており、それに従って業務を行うことが効果的・効率的と考えられる場合には、業務の一部を仕様発注とすることを妨げるものではないと考えられる。

5.3.2 要求水準書の構成

PFI 法には要求水準書について特段の規定はなく、その構成及び記載項目は各事業の業務内容に応じて定められるものであるが、事業を実施する上での指針となり、運営権者に要求する業務の水準を示す重要な文書となる。要求水準書には、実施方針で示した公共施設等運営事業の範囲における各業務の業務水準が規定される。

-

⁷ 従来の発注で用いられている指針や地方公共団体独自の仕様規定にこだわらずに、関連法令等を満足することを条件とし、形状、材料等の仕様を運営権者の裁量に委ね、運営権者の技術力やノウハウを引き出す方式 (「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」(平成31年3月国土交通省下水道部))

市では、実施方針(案)「第3 特定事業の選定に関する事項 1 業務内容に関する事項 (6)業務の範囲 ア 特定事業、イ 附帯事業」において対象業務を示し、「第5 民間事業 者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 3 対象業務における要求水準」において、実施方針(案)公表時点で想定する要求水準書の主な体系として、その構成を示している。

図表 5-3 市の要求水準書 (案) の構成

第1	1 要求水準書の意義 2 事業の背景・目的 3 運営権者に求める基本方針			
総則	4 本運営事業の対象となる施設 5 事業の範囲 6 本事業期間 7 要求水準書 の構成8 関係法令等の遵守・参照 9 用語の定義			
	V/博成 0 医床位 1	対応する業務水準の 各要求水準の		
	業務分類	業務範囲	項目(目次)	項目の構成
	工業用水の供給	・工業用水の供給	第2	X
	及び経営等	に関する業務	工業用水の供給及び経	
事業		・経営に関する業	営等に関する要求水準	運営権者は、業務
全般		務		毎の要求水準を適
		事業全般に係る		切に理解し、原則、
		事項		関係法令、条例等
	浄水場及び配水	• 施設管理	第3	や運営権者におい
	場の管理運営	• 運転管理	浄水場及び配水場の管	て策定した諸規定
		• 水質管理	理運営に関する要求水	等を遵守したうえ
			準	で、各業務を履行
	管路の管理運営	・管路管理計画の	第4	することとする。
		策定	管路の管理運営に関す	先の要求水準の構
		・管路管理計画の	る要求水準	成については、次
特定		運用・管理		のとおりである。
事業		• 維持保全		1 基本方針
子人		• 緊急修繕		2 業務範囲
		• 支障移設関連		3 要求水準
	お客さまサービ	・営業に関する業	第 5	4 参照文書 (要求
	ス	務	お客さまサービスに関	水準の根拠となる
		水道メーターに	する要求水準	市の規定類やマニ
		関する業務		ュアル類を指す)
	災害及び事故へ	・災害への対応に	第6	
	の対応	関する業務	災害及び事故への対応	

第1 総則		意義 2 事業の背景・目的 3 運営権者に求める基本方針 対象となる施設 5 事業の範囲 6 本事業期間 7 要求水準書		
祁心只归	の構成8 関係法令等の遵守・参照 9 用語の定義			
	光效八粨	業務範囲	対応する業務水準の	各要求水準の
	業務分類	未伤軋出	項目(目次)	項目の構成
		・事故への対応に	に関する要求水準	
		関する業務		
	給水施設	・給水施設に関す	第4	
		る業務	管路の管理運営に関す	
附帯			る要求水準	
事業			第 5	
			お客さまサービスに関	
			する要求水準	

- 注1) 取水管及びその附属設備に関する業務は「第3 浄水場及び配水場の管理運営に関する要求水準」 に、配水管及びその附属設備に関する業務は「第4 管路の管理運営に関する要求水準」にそれぞ れ記載している。
- 注2) 附帯事業である給水施設に関する要求水準について、道路部分の緊急修繕は「第4 管路の管理運営に関する要求水準」に、設置・撤去工事、上水道等との誤接合防止等は「第5 お客さまサービスに関する要求水準」にそれぞれ記載している。

なお、市では要求水準書(案)を実施方針(案)の別紙として位置付けているが、実施方針(案)が先に確定し、要求水準書(案)が競争的対話を通じて調整され、実施契約時に最終確定することからすると、必ずしも実施方針(案)の別紙である必要はない。

5.3.3 作成手順

(1) 要求水準書作成における基本的考え方

要求水準書には、個別事業の上位計画を記載することにより、要求水準の背後にある考え方や優先順位を応募者に対して分かりやすく伝えることが有効である。

どのような政策目的で事業が実施されるのか、求める成果は何かを併せて明確にすることにより、性能発注による業務要求水準の背後にある考え方、優先順位が民間事業者に伝わりやすくなり、これにより、民間の創意工夫を発揮できる余地が増えることを期待できる。

従って、本事業においても、要求水準書(案)の作成にあたっては、以下の基本的な考え 方に基づき作成し、そのことを要求水準書(案)の総則において明記した。

上位計画等	「大阪市水道経営戦略 2018-2027 工業用水道事業編」		
	5つの	• 脅威に備え、弱みを解消するための3つの経営取組課題	
	経営取組課題	①給水収益の減少、②収支バランスの改善、③老朽化による更新需	
		要の増大	
		・機会を捉え、強みを活かすための2つの経営取組課題	
		④水道事業からのバックアップ、⑤官民連携の推進	
外部環境の	2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の開催や IR の誘致をはじめ、大阪の都市魅		
変化	力向上に向けたインフラ整備や都市機能の更なる充実、強化		



事業目的

5つの経営取組課題において、民間事業者の経営ノウハウや先進技術、創意工夫を最大限に活用し、工業用水の安定供給と持続可能な事業経営を可能とする抜本的な経営改革を推進することにより、コンパクトで無駄のない、収益性の高い事業構造を実現しつつ、市域の産業活動を支える水インフラとして、安定した水質、豊富な水量、低廉な価格により、その役割を担い続けていくことを目的としている。



基本方針

事業目的を達成するために運営権者に遵守を求める基本方針

- ・工業用水道事業者として、関係法令及び市が求める要求水準を満足し、本事業の公共 性と経営の合理性に配慮しつつ、事業法第1条の目的を達成する。
- ・以下の項目について、民間の経営及び技術ノウハウを発揮しつつ、市が平成 19 年度 以降取り組んできた実績と同等以上の水準による安定した事業経営を行う。
 - ▶ 日常の安定供給に重点を置いた状態監視保全に基づく老朽化対策を施設のアセットマネジメント方針とし、施設の更新や維持修繕にあたっては、効率的で収益性の高い戦略的な投資水準とすること。
 - ▶ 特に、管路については、漏水事故の未然防止と長寿命化を主眼とした、先進的な 状態監視保全システムを構築、老朽管を更新する場合には、資本費を抑制する 費用対効果の高い管材料や工法等を柔軟に採用すること。
- ・利用者にとってインセンティブの高い料金オプションの設定について検討・実施する とともに、新たな発想によるサービスや付加価値の創出、新規需要の開拓等に向けた 積極的かつ戦略的な広報・営業活動を行うことにより、収益性の向上を図る。
- 適切な内部統制体制を構築することによって、透明性と公正性が高く、コーポレート ガバナンスと企業倫理に優れた健全な事業経営を行う。

(2) 要求水準の設定についての考え方の検討

要求水準の設定方針

設定すべき要求水準は、上記(1)を踏まえ、事業目的を達成するために運営権者に遵守を求める基本方針と整合する必要がある。

その前提の下、本事業においては、以下のとおり設定した。

- ・ 運営権者が、工業用水道事業者となり主体的に事業全般を運営することから、手法 等を極力制限しない「性能発注」として、業務水準や結果を求める。
- ・ 民間ノウハウ・技術を活用した取組み(多様な料金プラン、管路の状態監視保全等)の積極的な導入を促す。
- 前記以外は、これまでの市の実績と同等以上の水準を求めることから、現行の業務 ナレッジを参照しつつ、必要最小限の事項を記載する(施設の維持管理、メーター 検針等)。

区分	対象業務	リソース	要求水準への反映
民間ノウハウ・	多様な料金プラン	民間ノウハウ・技術	積極的な導入を促した取
技術の活用	状態監視保全		組みを設定
市における現行	浄配水場の管理運営	業務ナレッジ	運営権者の業務に関する
業務	管路の管理運営	・手引き	必要最小限の事項を設定
	お客さまサービス	• 基準書	
	災害及び事故対応	・マニュアル	

対象施設の現況情報

設定した要求水準を履行させるためには、その前提となる対象施設の現況に関する情報 が必要になる場合がある。当該情報については、要求水準書に示す場合と別途の開示情報 にする場合が考えられる。

市では、要求水準書において対象施設の現況情報に関する独立した項目を設けるのではなく、各業務の要求水準を記載する箇所で、それぞれの対象施設を明示する方法を採用している。

ただし、施設の保全等の観点から、公表資料となる要求水準書には対象施設の概要情報のみを記載し、別途追加の情報開示において、守秘義務を課した上で、段階的にその詳細情報を開示する予定である。

実施方針公表後、順次追加の情報開示を行うことになるが、例えば、情報の利用目的と 秘匿性の程度に応じて、以下のような具体的情報を段階的に情報開示することが想定され る。

段階的な情報開示が想定される具体的情報		
・固定資産台帳		
・浄水処理フロー	・浄配水場、管路概要	
・保守点検の考え方	• 重点監視路線位置	
・運営権設定対象資産リスト	・マッピングシステム	
・設備台帳、設備写真	・運転管理システムの仕様	
・図面	作業日報、苦情履歴	
業務マニュアル	• 施設工事設計監理指針	
・ 更新施設の仕様詳細	・水道局 BCP	
・利用者情報		

各業務における要求水準

要求水準の設定方針に基づき、各業務の要求水準を決定する。 市における各業務の要求水準の概要は図表 5-4 のとおりである。

図表 5-4 各業務における要求水準一覧

業務内容	要求水準の概要	
第2 工業用水の供給及び経営等に関する要求水準		
工業用水の供給に関す	・事業開始までに経済産業大臣の事業許可及び供給規程の認	
る業務	可を取得	
	・利用者の使用形態に応じて選択できるインセンティブの高	
	い料金プランを設定	
	・新たな料金プランの算定方法は、分かりやすい説明資料を作成し、利用者の理解の下、自由選択性の採用	
	利用者が現行の責任使用水量制を選択する場合、責任使用水	
	量の引継ぎ	
	・事業者として、法令に基づく手続き及び事故発生時の報告	
	等、所管省庁との十分な連絡調整の実施	
経営に関する業務	事業提案書を踏まえた事業計画書(実施体制、業務実施計画、 収支計画等)を策定	
	・事業計画の実現性を財務面から担保した収支計画を作成し、	
	健全な財務状況を維持、確保	
事業全般に係る事項	・市所管業務等への協力及び協同を行う(予算作成、決算調整	
	及び水利使用許可更新手続き等)	
第3 浄水場及び配水場の管理運営に関する要求水準		
施設管理	・ 運営権設定施設について、施設管理計画(施設整備方針、維	

業務内容	要求水準の概要
	持管理方針)を作成、市に提出
	・市の更新想定に基づき、更新・改造の対象設備を選定し、計
	画的に実施
	・土木構造物、機械・電気設備及び建築物・建築設備の各特性
	を踏まえ、状態監視保全や保守点検、故障・損傷の程度に応
	じた補修の方法を定め、適切に実施
	・関係法令に基づき浄配水場を維持管理(自家用電気工作物
	等)
運転管理	・運転管理は、別途契約に基づき市水道事業への委託が原則
	・ (委託しない場合) 運営権者自ら工水単独の運転管理システ
	ムを構築した上で、これまでと同等の運転管理を実施
水質管理	・水質管理は、別途契約に基づき市水道事業への委託が原則
	・(委託しない場合)これまでの市の実績を踏まえ、同等以上
	の水質管理を実施
第4 管路の管理運営に	関する要求水準
管路管理計画の策定・	・状態監視保全の導入は大規模漏水の未然防止を目的とし、運
運用・管理	営権者の責任により、対象管路を選定
	・「重点監視路線(幹線道路下の鋳鉄管、軌道横断する鋳鉄管:
	約 12km)」には、高度な状態監視手法の導入が必須
	・ 市が指定する「鋳鉄管製の重要管路:約 2km」を更新
	・前記以外で、状態監視保全により運営権者が更新の必要性を
	判断し、管路更新する際には、コスト縮減に繋がる材料・工
	法等を積極的に採用
	・「末端管路:約20km」について、収支見通し等を勘案しつつ、
	管撤去の実施
維持保全	・市の実績を踏まえ、配水設備の維持管理や他企業等の工事へ
	の対応
緊急修繕 	・上工水一体の対応が求められる突発漏水に伴う緊急作業に
	ついては、市水道事業が一元的に実施し、運営権者が費用を
	負担
支障移設関連	・道路管理者から指示を受けたときは、その指示に従う。原則
	運営権者が費用を負担
	・他の埋設企業体等(申請者)から依頼を受けたときは、十分
	に協議を行った上で適切な対応を行う。費用負担は申請者と 調整
	調整

業務内容	要求水準の概要	
第5 お客さまサービスに関する要求水準		
営業に関する業務	・多様な料金プラン、新サービス活用等により需要拡大に努め	
	る	
	・水道メーター点検は、毎月点検を行い、利用料金を請求	
	・水道メーター料は、現行と同水準とし、原則、利用者の負担	
給水施設に関する業務	・使用開始の申し出があった場合、使用予定状況を確認し、水	
	理計算を行い、給水管の分岐位置、口径等を適正に決定	
	・内部施設において水道管との誤接合等がないように確認の	
	実施	
水道メーターに関する	・計量法及び関係法令を遵守し、運営権者が調達、設置、管理	
業務		
第6 災害及び事故への	対応に関する要求水準	
災害への対応に関する	・事業継続計画(BCP)を事業開始までに策定し、市へ提出	
業務	・水道部本部等が定める災害対応に関する計画に基づき、市と	
	連携を図りつつ、応急復旧等の実施	
	・他事業体の工業用水道施設の復旧支援要請があった場合、市	
	と連携し、事業運営に支障のない範囲において、復旧支援活	
	動に従事	
事故への対応に関する	・各種事故対応マニュアルを事業開始までに策定し、市へ提出	
業務	・事故等発生時は、市と連携を図りつつ、応急対策活動の実施	

5.4 モニタリング基本計画 (案) の作成

5.4.1 モニタリングとは

モニタリングとは、運営権者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であるとともに、 選定事業の公共施設等の管理者等の責任において、運営権者により提供される公共サービスの水準を監視(測定・評価)する行為であり、より端的にいえば、要求水準を安定的に充足することを確認するための監視である。

PFI 法第 28 条においても、「公共施設等の管理者等は、公共施設等運営事業の適正を期するため、公共施設等運営権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、 実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」と規定されている。

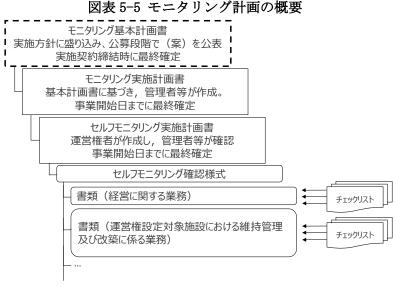
モニタリングに関しては、公共サービスの水準の確保や事業の継続性を担保する観点から、以下③の措置等を考慮し、④に配慮しながら、①②の内容を規定する必要があることや 民間事業者にとっては、業務の内容とリスクを評価し、積算を行うために必要な条件である ことから、管理者等が募集の前提条件として明示すべき重要な項目となる。

- ① 管理者等が運営権者により提供される公共サービスの水準を監視することができること
- ② 管理者等が、運営権者から、定期的にi)事業の実施状況報告、ii)公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告、を求めることができることやiii)選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生した場合に報告を求めることができること
- ③ 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、管理者等の救済のための手段を規定すること
- ④ PFI 事業契約等の規定の範囲を超えた管理者等の関与は、安全性の確保、環境の保 全に対する検査等合理的な範囲に限定すること

また、モニタリングの基本的枠組みとして、「運営権者によるセルフモニタリング」、「管理者等によるモニタリング」に加えて、技術的・専門的協力を求める観点から、「外部有識者によるモニタリング」によることが一般的である。このようなモニタリングの基本的方針が、後述するモニタリング基本計画書において規定されることになる。

5.4.2 モニタリング基本計画書とは

事業開始から事業終了までのモニタリングは、モニタリング計画に従って行われる。 モニタリング計画の全体像及びその中でのモニタリング基本計画書の位置付けは以下の とおりであり、モニタリング基本計画書は管理者等が作成するモニタリング実施計画書、 運営権者が作成するセルフモニタリング実施計画書の上位計画として、モニタリングの基 本的枠組みと方針を決定するものである。



出典: あずさ作成

モニタリング基本計画書に記載すべき事項は、前述のとおり、民間事業者にとって、業務 内容とリスクを評価し、積算を行うために必要な条件となることから、可能な限り早い段階 で、モニタリング基本計画書(案)として提示して民間事業者から意見聴取を行い、実施契 約締結時には最終確定すべきものとなる。

5.4.3 モニタリング基本計画書の構成

PFI 法にはモニタリング基本計画書について特段の規定はなく、その構成及び記載項目は管理者等のモニタリングに対する考え方や各事業の業務内容に応じて定められるものであるが、一般的なモニタリング基本計画書の構成と主な内容を示すと以下のとおりとなる。

項目	検討内容
①確認項目	・ 市のモニタリングとして確認する書類の種類、内容、チェッ
(書類、会議体、現地)	ク項目及び頻度
	・ 市のモニタリングとして開催する会議体の構成員・開催頻度、
	検討内容、チェック項目・頻度
	・ 市のモニタリングとして実施する現地確認の内容・頻度(定
	期/必要時のみ等)
	・ 上記に関する外部有識者機関モニタリングとの関係
②改善措置	・ 措置(注意、是正指導、是正勧告、警告、命令)
	・ 是正レベル (要求水準未達ではないが措置が必要/要求水準
	未達(影響が内部のみ)/要求水準未達(影響が外部に及ぶ
	もの、又は法令違反))
	・ 違反金(措置、是正レベルの状況に応じた違反金、違反金以
	外のペナルティ)
③外部有識者機関	・ 位置づけ (市の体制の一部とするか)
	費用負担(全額市が負担するか)
	・ 委員の人選(市で実施するか)
	・ 会議体の開催頻度
	権限(提言をどこまで尊重するか)
	・ モニタリングの内容 (①確認項目で検討)
	・ モニタリング以外の検討事項
④情報開示(モニタリ	・ 開示すべき情報の内容、タイミング及び頻度
ング結果の公表含む)	・ 市、運営権者及び外部有識者機関のそれぞれのモニタリング
	結果の公表の仕方
⑤事業終了時のモニ	・ 市、運営権者、外部有識者機関のそれぞれの確認事項(書類、
タリング	会議体、現地)

5.4.4 作成手順

(1)要求水準の履行状況の確認

「5.3.3 モニタリング基本計画書の構成」に示した項目について検討する前に、各項目を検討する際の指針となるモニタリングの基本方針(モニタリングの目的と重点モニタリング事項、モニタリング体制(外部有識者機関の設置等)、各モニタリング主体の役割等)を明確にしておくことが必要である。

その上で、「5.3.3 モニタリング基本計画書の構成」に示した項目について、具体的に 検討し、モニタリング基本計画書(案)として文書化することが必要である。

市は、モニタリングの基本方針を明らかにした上で、モニタリングの実施体制、募集要項公表時に示す計画案の概要・骨子を以下のように整理し、実施方針(案)においても公表している。

モニタリング項目		概要
基本方針		 運営権者が事業の目的を十分に理解し、投資対象の選択と集中により工事費の抑制が図られている等について重点的にモニタリングを実施。 市によるモニタリングの一部として外部有識者機関によるモニタリングを実施。 運営権者によるセルフモニタリング、市によるモニタリング、外部有識者によるモニタリング、外部有識者によるモニタリングを総合的に運用し、重層的なモニタリング体制を構築。 市が実施したモニタリング結果については、定期的に公表し、事業の透明性、客観性を確保。
モニタリン	運営権者によるセル フモニタリング	 業務品質に関わる要求水準の遵守状況や事業 計画で定めた目標の達成状況を自ら確認する 「セルフモニタリング計画」を策定し、これ に基づきセルフモニタリングを実施。 市が策定する「モニタリング計画」に基づい
グの実施体制	市によるモニタリン グ	て、運営権者の業務状況、財務状況及び中期 事業計画の進捗状況等についてモニタリング を実施。
	外部有識者機関によ るモニタリング	・ 市によるモニタリングの妥当性等について客 観的な確認、検証を受け、専門的な知見に基

モニタリング項目		概要		
		づく意見具申を受ける。		
	業務モニタリング	・ 市は、本事業を構成する各業務フローにおいて、全体の品質を客観的に検証できるモニタリング項目を設定し、市が定める要求水準の遵守状況について、確認、検証を実施。		
モニタリン グ計画 (案)の概 要・骨子	財務モニタリング	・ 市は、運営権者における円滑な事業推進のための財務状況の健全性について、監査済みの計算書類等の提出を受け、財務会計と管理会計の両面から、経営指標等を含め、確認、検証を実施。		
	中期事業計画モニタリング	・ 中期事業計画の最終年次において、当該計画 と実績との差異分析により、当該期間中の事 業の進捗、達成状況等を確認するとともに、 それ以後の事業の達成見込や将来の経営見通 しについて確認、検証を実施。		

(2) 要求水準違反時の考え方

モニタリングの枠組みは、選定事業の公共サービスの水準の確保・維持を図るため、運営権者が債務不履行確認時に自らの責任でこれを改善するという考え方が前提であり、債務不履行時における管理者等にとっての救済の手順が加速的に実現するような規定となっていて、管理者等による違約金の請求、契約解除権の行使が運営権者の債務不履行事由の発生と同時になされてしまう場合、民間事業者が事業参入を躊躇することになり兼ねない。

要求水準違反があった場合には、運営権者自らがこれを是正することを促すため、違反の程度と管理者の対応レベルの段階的な組み合わせにより、これに当たることになる。

要求水準書違反の程度と管理者の対応レベルの一例を示すと、「図表 5-6」のような組み合わせも考えられる。

図表 5-6 要求水準違反があった場合の対応例

違反レベル		対応レベル/改善の有無			声		
	達以レベル		命令	処分	事象		
		0			・不衛生状態の放置		
1	軽微な不備		0		ユーティリティ備蓄の		
1	11人は「1人」	×	×	\ 4. 66. \	不足		
			^	違約金	・設備故障の頻発 等		
			0		・必要な点検(法定点検		
2	外部影響のない				を除く)の未実施		
	中程度の要求水準違反				×	違約金	・頻発する設備故障の放
					置等		
	外部影響のある		0				
3	軽~中程度の要求水準違反		×	違約金	・小規模漏水の発生 等		
	社 「住及り安小小平连及			连小1亚			
					・法令違反、法定点検の		
4	外部影響のある	_	_	違約金	未実施		
1	重度の要求水準違反			压业1亚	・大規模漏水の発生		
					・断水(水量未達) 等		

また、違約金については、内閣府「契約に関するガイドライン-PFI 事業契約における留意事項について-」5-5違約金、3. 違約金の支払い額 8 を参考に、例えば以下のように設定することも考えられる。

違約金額の設定例	運営権対価 × 10% or 20% (事業特定により判断) ÷ 事業期間
	÷ 365 日 = 1日当たりの基準違約金額
レベル1~3	・ 上記違約金額を基準として、レベルごとの比率(レベル3:
	100%、レベル2:50%等)を乗じて1日当たりの単価を設定
	・ 1日当たりの違約金額に違約金発生から要求水準違反解消まで
	の期間を乗じて違約金額を決定
レベル4	・ 上記の考え方に加え、抑止力となるような水準に設定すること
	も含めて検討

^{8 「}施工完了前の選定事業者の帰責事由による解除時に、選定事業者が管理者等に支払う違約金の額の設定については、標準約款第47条第2項の規定における〔注〕を参考として、建設工事費相当の対価の額の100分の10(場合によっては100分の20)に相当する額とする考え方などがある。」

市では、今後違反の程度に応じた対応レベルと違約金設定の考え方を整理していくことになるが、モニタリングによる改善措置等については、現時点で以下のように整理し、実施方針(案)においても公表している。

対応レベル	対応方針
①業務改善等の指示	市のモニタリングによる評価又は外部有識者機関の意見具申によ
	り、事業計画の目標が達成されない、又は業務品質が確保されな
	いと判断した場合、市は、運営権者に対し、業務改善等の指示を
	行う。
②業務改善措置	業務改善等の指示を受けた運営権者は、速やかに改善手法や改善
	に必要と見込まれる合理的な期間を定めた業務改善計画を作成
	し、市に提出、承認を得たうえで、業務改善措置を行う。
③業務改善状況の確	市は、運営権者から業務改善措置完了の報告又は業務改善計画の
認	期限の到来を受け、改善状況を確認する。改善されていないと市
	が判断した場合は、市は、運営権者に対し、催告や業務改善等に
	ついて改めて指示を行う。
④違約金	事業計画や要求水準とのかい離の程度に応じて、市は、運営権者
	に対して違約金を求めることがある。
⑤契約解除	催告や業務改善等についての改めての指示、違約金の徴収によっ
	ても正当な理由なく業務改善がなされず、改善が見込めないと市
	が判断した場合には、市は、運営権者事由による実施契約の解除
	を行う。

第6章 シミュレーションの実施

第3章の財務 DD の結果に基づき、事業スキーム構築に必要な論点を定量的に検討できるシミュレーションモデルを構築し、その検討を行うとともに、その結果に基づき VFM 及び運営権対価を試算した。

6.1 シミュレーションの実施手順

シミュレーション及び VFM 等の試算は以下の手順で実施する。

項目	内容
前提条件の整理	・ 前提条件の整理
	・ シミュレーションモデルの構築
収支シミュレーションの実施と	・ 収支シミュレーションの実施
分析結果の検討	・ 分析結果の定量的な検討
VFM・運営権対価の試算	・ シミュレーション結果に基づき、前提条件を精査
	して、VFM 及び運営権対価を試算

6.2 事業スキームに基づく前提条件の整理

前提条件の整理は、事業スキームから導かれる事業の前提条件のうち、シミュレーション に影響を与えるものを抽出して整理するものとし、具体的には以下のとおりである。

(1) 現行体制モデルの前提条件

市が引き続き事業を実施する場合の事業収支である現行体制モデルにおける前提条件は、以下のとおりである。

項目	詳細条件		
シミュレーション期間	・ 2022 (令和4) 年度から 2031 (令和13) 年度までの10年		
(事業期間)	間		
割引率	・ 事業内容、リスク及び事業期間を考慮し、リスクフリーレ		
	ートを採用		
	・ リスクフリーレートには、2014 (平成 26) 年 10 月から 2019		
	(令和元) 年9月までの5年(60か月)間の、毎月の最終		
	営業日の 10 年物国債の利率の単純平均である 0.088%を		
	用いる		

(2) コンセッションモデルの前提条件

コンセッション方式を導入した場合のコンセッションモデルにおける前提条件は、現行体制モデルの前提条件に以下の前提条件を加えたものである。

項目	詳細条件
運営権対価	運営権対価の支払方法は、事業期間での均等分割払いとする。なお、利息は付さないものとする。運営権者においては、貸借対照表に運営権対価総額を無形固定資産として計上し、運営期間にわたり均等償却を行う。
PFI 法 20 条負担金	 コンセッション事業開始時点における既存施設及び事業期間における運営権設定対象施設に関する市実施工事について、事業期間中に工水会計で発生する減価償却費相当を、20条負担金(建設費等負担金)として、運営権者が市に支払う。 運営権者においては、毎期の支払額を費用計上。 市における工水業務の収支においては、毎期の受取額を収益的収入に計上。
運営権者の実施する運営権設定対象施設に対する更新投資	 運営権設定対象施設に対する更新投資については、運営権者が投資した金額のうち、当該投資により取得した資産にかかる事業期間中の減価償却費相当を運営権者が負担し、事業期間終了時の未償却残高相当を工水会計で負担する。 市の負担分については、運営権者が更新投資を実施する都度、毎年度末に市から運営権者に支払う前提とする。 更新投資のための運営権者負担分(更新投資総額から市による更新投資負担金を控除した金額)について、運営権者においては、当該金額を無形固定資産として貸借対照表に計上し、残存事業期間の年数と更新対象資産の耐用年数のいずれか短い方で、費用化する。 管路の維持管理及び更新に、状態監視保全を導入する。

項目	詳細条件
割引率	・ 市における工水業務:事業内容、リスク、事業期間を考慮
	し、リスクフリーレートを採用。具体的には、2014(平成
	26) 年 10 月から 2019 (令和元) 年 9 月までの 5 年 (60
	か月)間の、毎月の最終営業日の 10 年物国債の利率の単
	純平均である 0.088%を用いる。
	・ 運営権対価:事業内容、リスク、事業期間を考慮した加重
	平均資本コストを採用し、5.5%と試算。

6.3 シミュレーションモデルの構築

シミュレーションモデルについては、第3章の財務 DD の結果及び第4章の MS の結果に基づき、収入及び費用の項目ごとにモデルを構築した。

(1) 現行体制のシミュレーションモデル

現行体制のシミュレーションモデルにおける諸条件は、「図表 6-1」のとおりである。

収支シミュレーションを行うにあたり、後述のコンセッションモデルにおいて運営権者と市の費用負担を切り分けるために、現行体制モデルで発生する費用を運転管理(運営権を設定した上で市の上水会計へ業務委託)、維持・点検(運営権設定対象)、修繕(運営権設定対象)、顧客対応(運営権設定対象)、その他運営権設定対象外(運転管理を除く)に区分を行っている。

図表 6-1 現行体制のシミュレーションモデルの諸条件

項目	詳細条件
【収益】	
給水収益	 市が実施した中長期的な過去の水需要動向をふまえた水需要予測(以下「水需要予測」という。)に基づいて試算 具体的には、水需要予測に基づいた有収水量に水道料金単価を乗じて試算している。なお、給水量は後述する動力費、薬品費の試算に用いる。 水道料金単価(責任水量単価35円/㎡、超過水量単価70
	円/㎡)については、現行の水準を維持するものとする。
受託工事収益	 2016 (平成 28) 年度から 2018 (平成 30) 年度の実績と 2019 (令和元) 年度の決算見込み、2020 (令和 2) 年度の予算 の平均値を、2022 (令和 4) 年度以降の推定値として使用

項目	詳細条件
その他営業収益(下水道	・ 2018 (平成 30) 年度実績を 2022 (令和4) 年度以降の推
使用料徴収関係経費繰	定値として使用
入、消火栓関係経費負担	
金)、営業外収益の雑収益	
受取利息及び配当金	・ 預金利息は 2018(平成 30)年度実績を 2022(令和 4)年
	度以降の推定値として使用
	・ 有価証券利息は保有債券の利回りに基づく算定金額を各
	年度の推定値として使用
国庫補助金	・ 見込まない
長期前受金戻入	対応する固定資産の減価償却費に、当該固定資産の帳簿価
	額に対する繰延収益の額の割合を乗じて得た額を収益化。
【費用、支出】	
人件費	・ 業務分担ごとの人員数割り当て案に基づく 2022 (令和4)
	年度以降の見込み職員数に、2018 (平成30) 年度における
	実績の全体平均人件費単価を乗じたものを、2022(令和4)
	年度以降の推定値として使用。
物件費(動力費、薬品費)	・ 水需要予測に基づく給水量に、動力費や薬品費の単価を乗
	じて各年度の推定値を算定。
	・ 動力費は制御設備導入により単価の低下が見込まれるこ
	とから、2020(令和2)年度の予算を単価に使用。
	・ 薬品費は 2018(平成 30)年度の実績単価を使用。
物件費 (修繕費)	・ 市の修繕基準に基づく補修に関する修繕費を推定値とし
	て使用。
物件費 (その他)	・ 2018 (平成 30) 年度実績を 2022 (令和4) 年度以降の推
	定値として使用。
	・ 受託工事費の物件費については、受託工事収益同様、2016
	(平成 28) 年度から 2018 (平成 30) 年度の実績と 2019
	(令和元)年度の決算見込み、2020(令和2)年度の予算
	の平均値を、2022 (令和4) 年度以降の推定値として使用。
建設改良費、減価償却費、	・ 「経営戦略」における施設整備事業等の計画を基に、今後
資産減耗費	予定されるものを試算。
	・ 減価償却費の計算は、地方公営企業法における法定耐用年
	数に基づき試算。
支払利息及び企業債取扱	・ 計画期間内の新規発行は見込んでいないため、既発債の償
諸費	還計画に基づき試算。

項目	詳細条件
他会計分担金、雑支出	 2018 (平成 30) 年度実績を 2022 (令和 4) 年度以降の推 定値として使用。

(2) コンセッション方式導入時のシミュレーションモデル

コンセッション方式を導入した場合のコンセッションモデルにおける諸条件は、現行体制のシミュレーションモデルにおける諸条件に「図表 6-2」の諸条件を加えたものである。費用の区分としては、維持・点検、修繕及び顧客対応に関する費用については運営権者負担(運営権者側で発生する費用)とし、運転管理は市の負担分を委託料として運営権者負担、運営権設定範囲外の費用については市の負担として試算を行っている。また、運営権者が負担する費用は、現行体制モデルで発生する費用のうち、維持・点検、修繕及び顧客対応に関する費用に加え、SPC運営にかかる費用や租税公課を加味している。

図表 6-2 コンセッション方式導入時のシミュレーションモデルの諸条件

項目	詳細条件			
運営権者による運営費用	・ 運営権者が事業運営を行うことにより、運営権事業の対象			
削減率	となる業務にかかる人件費を 10%削減できるものと見込			
	む。			
運営権者の実施する運営	・ 状態監視保全の導入によるイニシャルコストやランニン			
権設定対象施設に対する	グコストの増加を見込むとともに、配水管更新工事費の減			
更新投資	少を織り込む。			
租税公課 (運営権者)	・ 法人税、住民税、事業税:法定実効税率(34.55%)を税引			
	前当期純利益に乗じて計算。			
	・ 登録免許税:運営権対価にかかるものを運営権対価の			
	0.1%として試算。			
SPC 設立費用	・ SPC 設立費用は1百万円とする。			
SPC 運営費	・ 毎期、20 百万円の SPC 運営費を見込む。			
運転資金等	・ 必要資本のすべてを資本金で調達すると仮定。			
	・ 最終事業年度において運転資本をすべて清算するものと			
	する。			
モニタリング費用	・ 運営権導入後も市に残る業務及びモニタリングにかかる			
	費用として、毎期 40 百万円を見込む。			

6.4 収支シミュレーションの実施

前述の整理した前提条件を定量化し、現行体制での事業収支とコンセッション方式導入 時の事業収支(市における工業用水道事業収支及び運営権者の事業収支)について、事業期 間である 10 年間の収支シミュレーションを実施した。

6.5 VFM 及び運営権対価の試算

運営権対価の算出方法は、運営権ガイドラインにおいて、「運営権者が将来得られるであるうと見込む事業収入から事業の実施に要する支出を控除したものを現在価値に割り戻したもの(利益)を基本とし、各事業のリスクや優位性等を勘案」するものと定められている。

前述の収支シミュレーションの結果に基づき、運営権者のフリーキャッシュフローの現在価値を理論上の運営権対価と考えて試算した結果、一定の運営権対価が算出された。

次に、現行体制モデル及びコンセッションモデル並びに運営権対価の算定結果を踏まえ、 VFM の算定を行った。VFM を算定するにあたっては、運営権ガイドラインに基づき、次 のようなステップで検討している。

	項目	内容
1	費用の分類	市及び運営権者で業務を分担する前提で、市側、運
		営権者側で発生する費用を分類する。
2	現行体制での事業収支算定	市が引き続き事業を実施する場合の事業収支(以下
		「現行体制モデル」という。)を算定する。
3	コンセッション方式導入時の	民間事業者が本事業の主体 (運営権者) となって実
	事業収支算定	施した場合(以下「コンセッションモデル」という。)
		の市における工業用水道事業に係る業務(以下「市
		における工水業務」という。) の事業収支を算定す
		る。
4	運営権対価の算出	コンセッションモデルにおける民間事業者の収支
		の割引現在価値として運営権対価を算出する。
(5)	VFM の算定	②の現行体制モデルの割引現在価値(A)と、③の
		市における工水業務の割引現在価値に④の運営権
		対価を加味した金額 (B) との差額 (B-A) として
		VFM を算定する。

上記の結果、VFM は正の値が算定され、コンセッション方式の導入が効率的かつ効果的であることが定量的に示された。コンセッションモデルでは「図表 6-3」に記載した項目により、工業用水道事業全体としては収益の増加や費用の削減が見込まれ、コンセッション方式の導入により財政負担が軽減されると言える。

図表 6-3 VFM への主な影響項目

項目	内容	VFM 影響
収入増	・ 運営権導入による新規需要(新規申込が期待できる案	増加
	件、夢洲における一部使用見込み)	
費用増	・ 管路の状態監視保全に関する費用	減少
	・ 市におけるモニタリング業務に関する費用	
	・ SPC の設立・運営費や租税公課	
費用減	・ 状態監視保全導入による管路の更新工事の抑制	増加
	・ 運営権導入による人件費の削減	

第7章 コンセッション方式の導入に向けた今後の検討事項の整理

7.1 コンセッション方式導入について

昨年度調査において事業スキームの主案を決定し、民間意向調査で一定の支持を確認した上で、当該主案を前提条件として VFM 及び運営権対価を簡易試算し、定量的に導入効果があることを確認した。

本年度調査では、実施方針条例(案)の大阪市会での議決に向けて、市と協働して種々の調査、検討を行った。条例案議決に至る市内部での検討状況、実施手続きは「図表 7-1」のとおりである。

令和元年9月から12月の市会では、検討中の事業スキームに関する質疑が行われ、2019年(令和元年)12月には学識経験者を委員とするPFI事業検討会議9において実施方針(案)等の説明の他、特定事業の選定に係るVFM試算について委員からの意見聴取を行っている。その後、2020年(令和2年)1月には、市長以下のメンバーで構成される大阪市戦略会議10において、公共施設等運営権制度を導入(2022年(令和4年)4月予定)すること及び実施方針条例(案)を令和2年2・3月市会に提出することを決定している。

2020年(令和2年)2月に実施方針(案)を公表するとともに、令和2年2・3月市会に実施方針条例(案)を提出し、同市会において議案の議決を得たことから、翌年度早々に実施方針及び特定事業の選定を公表し、事業者選定手続きを開始することにしている。

また、本年度の実施手続きとして、市は年度当初より各種デューディリジェンス

(DD) に向けた情報整理、実施方針(案)の策定を進め、10月以降各種 DD の実施、実施方針(案)等の作り込み、財務 DD 及び資産 DD の進捗に合わせて、収支シミュレーションと VFM・運営権対価の試算を行っている。

この他、年度半ばから1か月程度の期間で民間事業者に対するマーケットサウンディング (MS) を実施し、ここで得た意見等を踏まえ、実施方針(案)等への反映を行っている。

調査期間の後半では、実施方針条例(案)、モニタリング基本計画書(案)の作成を進め、年度末にかけて、特定事業の選定案の検討を開始するとともに、翌年度5月に予定している情報開示に向けて情報開示資料の取りまとめを行った。

⁹ PFI 法の趣旨に基づき、大阪市が実施する PFI 事業の事業者選定及び事業推進に関する意見聴取を行うために開催される会議体であり、学識経験者 5 名から構成されている。

¹⁰ 市政運営の基本方針、重要施策その他の市政の重要事項について、都市経営の観点から迅速かつ戦略的に決定し、 市政を総合的かつ効率的に推進するために、定例的に開催される会議体であり、市長・副市長の他、各局室長、区長 代表により構成されている。

令和元年度(2019年度) 9月 10月 11月 1月 2月 3月 12/11 決算市会 1/29 2/18 3/26 実施方針条例案議決 実施方針((案)公表 事前聯明 大阪市戦略会議 事業検討会議 , •実施方針(素案) ・要求水準書(素案)・VFM評価(シミュレー) ・実施方針(素案) ション等) ·要求水準書(素案) その他説明資料 · 実施方針(案) 要求水準書(案) その他説明資料 各種デューディリジェンス(DD)の準備/各種DDの実施 情報開示資料の取りまとめ 収支シミュレーション/VFM・運営権対価の試算 実施手続き 実施方針(案)(別紙:リスク分担表(案)、要求水準書(案))の作り込み モニタリング基本計画書(案)作成 マーケットサウンディンク 実施方針条例案作成 特定事業の選定案作成

図表 7-1 本年度の実施スケジュール

出典:あずさ作成

7.2 今後の工程

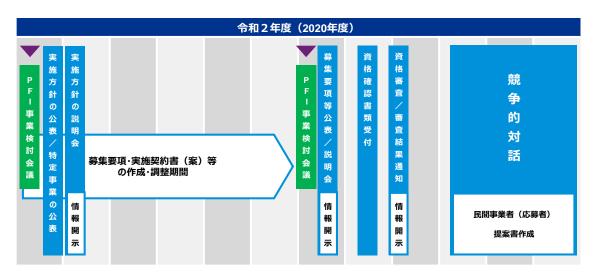
市は、本調査を通じ、実施方針(案)及び別紙リスク分担表(案)及び要求水準書(案)を作成し、これを2020年(令和2年)2月に公表している。

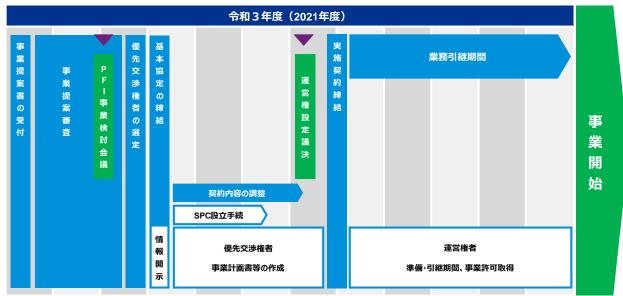
その後、実施方針に関する条例議案を令和2年2・3月市会に提出し、2020年(令和2年)3月に市会の議決を得ている。

これにより、翌年度当初には実施方針を公表するとともに、実施方針(案)第4-3に定める事業者選定のスケジュールに沿って、2022年(令和4年)4月からの公共施設等運営事業開始を目指して手続きを進めることになる。

今後は、募集要項(案)等、実施契約書(案)等の作成を急ぎ、募集要項等公表後の事業 者選定手続き、2021年(令和3年)10月に予定する大阪市会での運営権設定議案の議決を 経て、事業開始に向けた実施契約の締結、業務引継ぎが必要になる。

図表 7-2 今後の工程(案)





出典:市提供資料を基にあずさ作成

7.3 今後の検討事項の整理

本調査では、事業スキームの構築に必要な業務として、①資産・財務・法務デューディリジェンス (DD)、②収支シミュレーション、③インフォメーションパッケージ (IP) の作成を含むマーケットサウンディング (MS) の実施、④実施方針 (案)・要求水準書 (案)・モニタリング基本計画 (案) の作成支援を行い、特定事業の選定に必要な業務として、⑤VFMの算定、⑥運営権対価の試算、⑦実施方針条例 (案) の作成支援を行った。

今後は、「図表 7-3」に示すように、2022 年(令和4年) 4月からの事業開始に向けて、 以下の検討事項の整理が必要となる。

図表 7-3 今後の検討事項

検討事項	内容	主な実施時期
字歩士組のハ書	・質問への回答	2020 (R2)年
実施方針の公表	・ 説明会の開催、参加者からの意見集約	4~5月
	【募集要項等の作成・検討】	
	• 募集要項	
	• 優先交渉権者選定基準	
	・ 提案書作成要領及び様式集	
	・ モニタリング計画 (案)	2020 (R2)年
募集要項等の作	職員派遣スキーム	4~9月
成等及び公表	・ 要求水準書 (案) の見直し	
风寺及0.23	・ 浄配水施設の運転管理・水質管理業務契約書(案)	
	提案書作成のための各種開示資料の整理	
	・ その他市と運営権者間における協定等の検討	
	【募集要項等の公表】	2020 (R2) 年
	・ 質問への回答	10~11月
	説明会の開催、参加者からの意見集約	10 -11 /3
	【契約書(案)等の作成】	
	• 基本協定書等(案)	2020 (R2) 年
実施契約書(案)	• 公共施設等運営権実施契約書(案)	4~9月
等の作成・事業	• 物品譲渡契約書等(案)	1 0/1
者との調整	• 退職派遣協定書(案)	
	【契約内容に関する事業者との調整】	2021 (R3)年
	・ 競争的対話等を通じた各種契約書(案)の調整	1~9月
	【資格審查】	2020 (R2)年
	・ 資格審査手続き	11~6 月
資格審査及び競	【競争的対話】	
争的対話	・ 事前質問への回答	2021 (R3)年
	・ 弁護士立会による競争的対話の実施と検討課題へ	1~3月
	の対応	
	・ 有識者会議の開催、市会対応	
20/4h	・ 令和元年度決算、令和2年度以降予算を踏まえた	7岁 444
その他	財務シミュレーションの見直し	通期
	・ 関係省庁との協議	

以 上

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている 状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めて おりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありま せん。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナル が特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。本報 告書は、経済産業省様に対してのみ提出されるものであり、本報告書を閲覧したあるいはコピー を入手した第三者に対して、有限責任 あずさ監査法人は責任を負うものではありません。